

10 村里の小さな神社

松河戸には明治期まで各島に神社があってその数9社ありましたので、松河戸の九の宮(このみや)と呼ばれていました。

島の人達の朝晩の参拝がそこで行われ、また、最小自治組織としての機能も果たすなど、島の人たちの集合の場所となっていました。

「松河戸町の沿革」を知るには、この「島の神社」なくして語ることはできません。

(1) 松河戸の神社と神社の形成…………… p256

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 自然崇拜、祖先崇拜 | ② 島(集落)の形成 |
| ③ 島の神社の建立 | ④ 崇敬神社の祭神分霊 |
| ⑤ 1村1社合祀令 | |

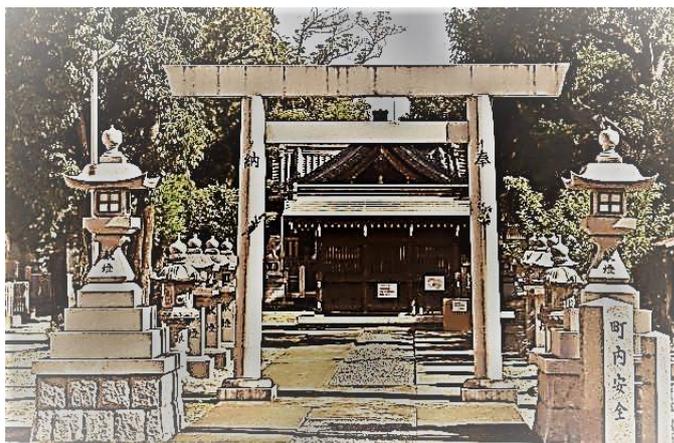
(2) 島の神々…………… p260

- | | | |
|-------------|------------|------------|
| ① 門田島の白山社 | ② 道下島の津島神社 | ③ 道下島の浅間社 |
| ④ 八ツ家島の八幡社 | ⑤ 八ツ家島の山神社 | ⑥ 八ツ家島の小野社 |
| ⑦ 中島の熊野社 | ⑧ 中島の神明社 | ⑨ 中島の宇賀社 |
| ⑩ 中小路島の市岐島社 | ⑪ 川原島の愛宕社 | ⑫ 川原島の竈神社 |
| ⑬ 段下の斎宮社 | ⑭ 八ツ家島の辻天王 | ⑮ 昌福寺の御嶽社 |

(3) 村社 白山神社…………… p266

- | | | |
|---------------|-----------|-----------|
| ① 村社白山神社の成り立ち | ② 白山神社の経営 | ③ 運営組織の変遷 |
| ④ 白山神社の修復再建 | | |

(4) 白山神社の年表…………… p285



松河戸文化科学探求隊
 隊長 長谷川 浩
 080-3657-7052
 松河戸町の沿革ホームページ
<http://matsukawado.com/>

(1) 松河戸の神々と神社の形成

① 自然崇拜、祖先崇拜

松河戸土地区画整理事業に伴い遺跡発掘調査(1996年1月～1998年11月)が行われた松河戸遺跡からは、稲作農耕が日本に伝わってきた段階での弥生前期の「環濠集落」が確認されており、縄文時代の晩期から弥生前期の土器や石器、木製品など生活道具とともに、土偶や石棒、土製人形など「祈り」や「まつり」の道具が環濠と河道内から出土しています。

自然に宿る精霊や先祖の霊が、人々の日々の生活に大きく影響していると考えており、雨が降らないときに行う「雨乞い」、長雨のときに行う「日乞い」、害虫を追い払えるよう祈る「虫送り」、豊作に感謝して行う「秋祭り」など、現在までおこなわれていたような精霊や先祖の霊をまつる祭りがすでに行われていたようです。

【参照(p329) 14 松河戸遺跡】

何も災害がなかったことに太陽や雨という自然物への感謝が生まれるようになります。

また、先祖が開いた農地に植えた稲が育つことから先祖への感謝が生まれ、その考えが徐々に広まると、先祖を祀る働きが生まれ、「自然信仰」と「祖先信仰」が人々の日常の中に生まれていきました。

そして、古代の人々は目に見えない神が、山や滝、樹木、巨石などの依り代に依り憑くと考える「自然崇拜」とともに、「祖先崇拜」が現れます。

特に松河戸は農耕地帯であったため、洪水、灌漑、豊作を願う水神碑が多くみられます。(神社境内にも水神碑があります。)

自然と神とは一体として認識され、神と人間を結ぶ具体的作法が「祭祀」であり、その祭祀を行う場所が「神社」であり聖域とされました。

松河戸村に「神社」という形態が生まれるには、「村落」という自治組織が生まれる室町時代まで待つこととなります。



土偶 (松河戸遺跡)



石棒 (松河戸遺跡)



土製人形(松河戸遺跡)

環濠内より検出され、全長(残存部)61ミリ、幅34ミリ、厚さ8ミリ(幅、厚さとも最大部)で両足は欠損しているものの全身を表現しており、右腕は肩からやや下がりに伸び、左腕を腰にあてた姿勢がうかがえます。

首の部分には、首飾りを表現したと思われる細かい刻みと左肩から胸にかけて襷(たすき)掛けした痕跡がみられます。

写実的であるという点で明らかに「縄文土偶」とは異なる系譜のもので、伝統様式と外来様式の錯綜する尾張地方での精神世界や生活を考えるうえで大変貴重な資料といえます。

平成13年度 市教育委員会
松河戸遺跡展から

② 島(集落)の形成

松河の里は、庄内川と地蔵川の氾濫によって堆積された極めて肥沃な土地であり、川面より土地が低いと、直接川の水が利用でき、伏流水や地下水も豊富なことから、春日井で最初に稲作文化が開いた場所といえます。

松河戸遺跡からは、稲作農耕が日本に伝わってきた段階での「環濠集落」が確認されています。環濠といえば、「防御施設」をイメージさせますが、松河戸の環濠は防御施設というよりは「水利施設」としての治水、水害対策を意図したものとされています。

今回の区画整理(平成4年～28年)により面影はまったくみられなくなりましたが、以前は庄内川堤防下の周りより一段高い所(自然堤防標高14m前後)にいくつかの集落(島)ができていました。

庄内川の氾濫による上流からの濁水から家を守るためでしたが、集落の北西に広がる田畑は幾度も大きな被害に遭いました。

古老によると、洪水になると田畑は水没し幾つかの集落(島)だけが水面から顔をみせており、あたかも海の中に浮かぶ島の様だったといえます。

古代から村人が水害で苦しんできた様子が想像できますが、島の人達は「^{ひもろぎ}神籬」において、豊作を祈ったり、水害から身を護る参拝が行われていたと思われています。

③ 島の神社の建立

室町時代になると、荘園の力が弱まり、現在の村(村落)が起こり始めます。

村落という自治組織が生まれると、最小自治組織である島の中核として、各島では、守護神を祀るため神社を創建することとなります。

神社とは、祭祀を行う組織をいいますが、神々を祀るための建物や施設の総称でもあります。

神と人間を結ぶ具体的作法が「祭祀」であり、その祭祀を行う場所が「神社」であり聖域とされました。

中央組織の「官社」とは異なる、鎮守の森で祀られる氏神様は、大衆信仰として地域に根ざし、四季折々の中で、その時々恵みを祈ったり、収穫を感謝したり、疫病退散などの祭りが行われ、村人の集会の場所として益々盛んになります。

それは、島の人々の氏神であり、鎮守の神、産土神でもありましたので、島の人達の朝晩の参拝がここで行われました。

神様と参拝する人々を結ぶひとつの世界でもあり、昔から常に村人たちの生活の中心に存在していました。

明応3年(1494)には、白山神社再建(棟札の記録)や、十五の森悲話(伝承)が生まれました。

このころから、島ごとの神社などもでき、松河戸の観音寺、昌福寺もこの時代(少し後)に創建されています。

④ 崇敬神社の祭神分霊

安土桃山時代から江戸初頭にかけて、松河戸の各島において神社が創建され主要な神社(崇敬神社)から祭神を分霊するようになります。

門田島は白山の白山比咩神社から「菊理姫命」を分霊し白山宮とし、道下島は津島神社から「素戔鳴尊」を分霊し津島神社(天王宮)、浅間神社から「木花咲耶姫命」を分霊し浅間社とし、八ツ家島は八幡神宮の「応神天皇」を分霊し八幡社などとなりました。

この様に松河戸の6島にあった9社は、各島の人達の崇敬神社の祭神を分霊しました。

そして、村、島の共同体の中心的機能を神社は果たすこととなります。

仏教伝来から続いていた神仏融合思想は、明治になると一転して国による「神仏分離」が行われます

明治政府が天皇の神権的権威確立のためにとった宗教政策で、政治的理想であった「王政復古・祭政一致」を具体化しようとしたものでした。



資料 松河戸誌研究会 松河戸村江図天保12年(1840)から写したもの

○ 合祀又は境内社とした15社

河戸 { 門田島の白山社(同境内の伊弉諾尊、天照大神、大山津見命)
道下島の津島神社(天王宮)・浅間社
中小路島の市岐島社(弁財天)

村中 { 八ツ家島の八幡社(同境内の山神社、小野社)
※辻天王社は、道下島の津島神社(天王宮)と合祀
中島の熊野社(同境内の神明社、宇賀社)
川原島の愛宕社(火防)(同境内の龍神社)、段下の斎宮社

昌福寺境内の御嶽社

※9社の神社があったので「松河戸の九の宮(こののみや)」といわれていた。(赤字の神社)

・青字は、各神社の境内社(5社)と御嶽社

⑤ 1村1社合祀令

明治の終わりごろから行われた「1村1社合祀令」は、神社は宗教ではなく「国家の宗祀」であるという明治政府の国家原則に従って「近代社格制度」を制定し、県で管理し地方公共団体が財政を負担できるまでに神社の数を減らすことにありました。

地方の自治は神社を中心に行なわれるべきだという考えのもと、合祀政策に一町村一神社の基準が当てはめられることとなり、神社の氏子区域と行政区画を一致させることで、町村唯一の神社を地域活動の中心にさせようとするものでした。

このことにより、10年足らずの間に、その当時全国的に約20万社あった神社の約3分の1が取り壊されたといえます。

松河戸においても、大正元年に松河戸の島の神社9社とその境内社5社、そして昌福寺境内にあった御嶽社の15社を白山社に合祀(4社)又は境内社(10社)とし、白山社を白山神社と称して村社としました。(八ツ家島(東組)の辻天王社は、同一神として津島神社に合祀してから白山社に合祀された。)



白山神社境内社

氏子・崇敬者の側としては、反対集会を開くこともありました。主として大きな運動もできず、合祀によって廃された神社の祭神が祟りを起こしたなどと語る形でしか不満を示すことしかできませんでした。

合併された後の旧社地は畑地として開墾し、年貢を取って神社維持する費用にしていたのですが、終戦後、祟りがあるというので旧社地にしょうじ小祠が建てられていました。

終戦後は一転して「政教分離」となり、「**信教の自由**」が保証され、昭和26年(1951)宗教法人法が制定施行されました。

明治以降愛知県知事によって管理されていた白山神社は「**宗教法人**」となり昭和27年9月に神社本庁の包括下となりました。

主祭神 四柱神

| 合祀社 祭神 | 内容 | 御神徳 |
|-------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------|
| 白山社 菊理姫命 (くくりひめのみこと) | 石川県白山比咩神社の主祭神 縁結びの神、農業神、水神、山神、海神 | 縁結び、夫婦円満、開運招福、 五穀豊穰、 |
| 八幡社 応神天皇 (おうじんてんのう) | 八幡神社の主祭神 武運の神、鎮守の神 (総本社は分県宇佐市の宇佐神宮) | 勝利、頭脳 |
| 浅間社 木花咲耶姫命 (このはなさくやひめのみこと) | 富士浅間神社の祭神 火の神、山の神、水の神、酒造の神 | 子受安産、子育ての神、火難消除、 農業等守護、家庭円満 |
| 津島社 素戔鳴尊 (すさのおのみこと) | 国土経営を行う英雄人 武運の神、豊穰の神、学問の神 | 人々に幸運を授ける 疫病、厄難災除け |

境内社(5社殿と御嶽社)

| 境内社 (祭神) | 御神徳 | 境内社 (祭神) | 御神徳 |
|------------------|---------------|-----------------------|------------|
| ① 熊野社 (イザナギノミコト) | 再生、人の縁、願いを結ぶ神 | ⑤ 山神社(大山津見命) | 金運、子宝 |
| 神明社 (天照大神) | 国家安泰 | | 宇賀社 (倉稲魂神) |
| ② 市岐島社 (市岐島姫命) | 子守、水、芸能の神 | 齋宮社 (三狐神) | 厄除け開運 |
| ③ 小野社 (道風武大明神) | 書、勤勉の向上 | | |
| ④ 愛宕社 (軻遇突智神) | 火伏・防火 | 御嶽社(御嶽大権現) (山岳信仰 御嶽講) | |
| | 竈神社 (竈神) | | |

資料 松河戸白山神社氏子会、

※ 大正元年に国による1村1社合祀令により、松河戸の島の神社9社(境内社5社)と御嶽社の15社の祠を、白山社に合祀(4社)又は境内社(10社)とし集合して、白山社は白山神社(村社)となった。

ただし、八ツ家島(東組)の辻天王社は、津島神社に合祀してから白山社に合祀された。

また、昌福寺境内にあった御嶽社は、白山神社の境内社(5社殿)とは別に、不浄除(目隠し門)の右側に御岳山を模した小山に設置した。



(2) 島の神々

現在は白山神社に合祀又は境内社となっている島の神社についてみてみます。

(黒字は島の神社、赤字は島の神社の境内社であったもの、御嶽社は昌福寺にありました。)

① 門田島の白山社(菊理姫命) 白山神社に合祀 通称「うじがみさま」面積 1,651m²

門田島の白山神社(白山社)の創建は明らかではありませんが、明応3年(1494)3月6日付の再建の棟札がありました。(現在は不明ですが戦前の神社の記録に棟札の文字は残されていた。)

白山神社(白山社)の祭神は「菊理姫命^{くくりひめのみこと}」でしたが、「1村1社合祀令」により、大正元年9月に八ツ家島の八幡社(応神天皇)と、道下島の浅間社(木花耶姫命)、津島社の(素戔鳴尊)が合祀され、他の社は白山社の境内社となりました。

この地が、農業用水の供給に恩恵の大きい川のほとりにあり、遙かに白山を望むことができ、その白山比咩神社の祭神の「菊理姫命」を祭神として祀ってある白山社(白山神を水神に見立てていた)は、すでにその当時村の中心の神社であって、明治5年に村社に列せられているので、各島の神社を白山社に集合して松河戸の村社白山神社とされました。

※ 大正元年に熊野社に合祀されて白山神社の境内社として祀られていたはずの「神明社」の御神体の所在が不明でしたが、本殿内に祀られていたことが分かり、本来の熊野社に平成10年5月2日移された。

その「神明社」移転時に、白山社御神体箱の由緒書により、白山社の境内社として「伊弉諾尊^{いざなぎのみこと}」「天照大神^{あまてらす}」「大山津見神^{おおやまつみ}」の三神が祀られていた事が分かり、大正元年の集合時に「伊弉諾尊」「天照大神」は熊野社へ、「大山津見命」は山神社に合祀されていた事が判明した。

戦前の神社の記録に棟札の文字が残されていた

「奉造立一御前上肯明應參年甲寅三月六日敬白 大工山田莊上飯田藤原長久九郎兵衛 檀那庵実内道範浄金徳兵衛 近本弥七」

「奉再興上酉月一之王子願主敬白 慶長拾壹年丙午九月十五日」

「奉再興一王子 尾州東春日井郡柏井郷松河戸村敬白 大工藤原弥衛門 同茂左工門 社人丹羽源右工門 時二元和第九亥子

(1)卯月十五日 本願 生田藤十郎」

裏面 矢野多左衛門 加藤善太郎 各々 檀那

註 (1)癸亥の誤りか。

- ① 東春日井郡の文字は、棟札から転記する際に、記入者が誤って当時の郡名を書いたものと思われる。
- ② この記録から推測すると、明応、慶長、元和の古い棟札を新しく一枚の棟札の表と裏にまとめて書き直したものと考えられる。
- ③ 慶長と元和の棟札には、奉再興とあるが、明応の棟札には、奉造立とあるので白山社の創建を伝えるものと考えられる。
- ④ この記録には「宝物 古代陶器高麗猫一對」とある。この猫は昭和の中頃まで、本殿前の廊下に安置されていた。

○ 松河戸白山神社の御神像 菊理姫命の木造彩色立像

資料 郷土史かすがい 第53号白山信仰

厨子の底には「寛政四年 鎮座 子四月朔日社僧 昌福現住禪應代 造立」とあり、社僧(別当寺)であった昌福寺住職禪應師の時に造立鎮座されたことがわかる。

御神像は背丈20センチほどの女神立像で、両手の掌を胸前で重ねた上に皿があり、その上にとぐろを巻き首を持ち上げた形の龍をいただく姿で、加賀白山大権現御神像によく似ている。

白山開山の泰澄大師が養老年(717)に初めて白山に登り転法輪窟において27日間の祈念加持を勤めたところ、足下の翠ヶ池から巨大な龍が現れたという。龍の姿が消えると白衣綾羅の唐女のような女神が現れたので拜んでいると、十一面観世音菩薩のお姿になったと伝えられている。

当社の御神像は、この伝説に由来するものと考えられている。

郷土史かすがい 村中治彦氏から

松河戸誌研究会・白山神社総代

平成10年5月2日 神明社移転時拝観

② 道下島の天王社【津島社】(素戔鳴尊) 白山神社に合祀 通称「おてんのう」面積 720m²
天王権現 2 祠ありました。

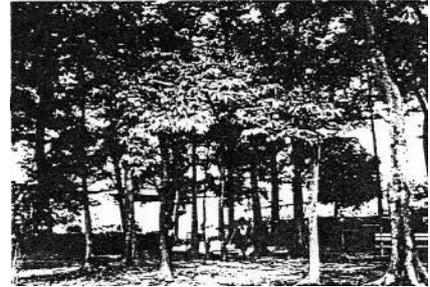
(どちらも東児童公園内で、河戸 744-1(保安林)面積 168.3m²と、河戸 745-1 面積 551.1 m²)

道下島の天王社(津島神社)の祭神は「素戔鳴尊」で、津島市の津島神社から慶長 11 年(1606)勧請され創立されました。

大正元年に白山社(白山神社)に合祀されました。

戦後跡地(東児童公園西南角)に小祠(津島神社の御札を御神体とした)が祀られていましたが、区画整理に伴い平成 9 年 10 月 28 日に白山社に移されました。

松河戸の祇園祭は他の村々より一段と盛んでしたが、白山社が村社に列せられた明治 5 年以降盛んになったと考えられ、少なくとも「おまん」となど出して島ごとに競い合う派手なお祭りは、道下島にあった津島社から「素戔鳴尊(牛頭天王)」が合祀された大正元年以降とおもわれます。



天王社(津島社)の小祠
平成 9 年 10 月 28 日に白山社に移された

③ 道下島の浅間社(木花咲耶姫) 白山神社に合祀 通称「おふじさま」面積不詳

道下島の浅間社の祭神は「木花咲耶姫」で、創立は天正年中(1573-1592)とされています。

庄内川の堤防の河川敷辺りにあり、大正元年に同じ道下島の津島神社とともに白山社に合祀されました。

富士山の神霊(富士浅間神社の祭神)でもある「木花咲耶姫」は、日本神話に登場する絶世の美女で桜の花の名の語源ともいわれ、『竹取物語』の主人公「かぐや姫」のモデルともなっています。

山の神の総元締である父の大山津見神は、イザナギとイザナミの子なので、木花咲耶姫はその孫にあたり、山の神、水の神として祀られています。

天照大神の孫のニニギ尊と結婚し、火の中で無事に 3 人の御子を出産し、その三男は山幸彦と呼ばれるホオリノミコトです。

子授けや安産そして、農業や漁業などの守護神でもあります

④ 八ツ家島の八幡社(応神天皇) 白山神社に合祀 通称「おはちまん」面積 2,300m²

八ツ家島の八幡社の祭神は「応神天皇」で、元龜年中(1570-1573)に島の鎮守の神として勧請されて道風公誕生地遺跡の中にもありました。

この場所は、通名を「城田」といい中世頃に城があったと言われており、また小野道風の屋敷跡ともいわれています。

八幡社の境内社として小野社、山神社があり、大正元年に八幡社は白山社に合祀され、小野社、山神社は境内社となりました。

八幡信仰は、大分県の宇佐神宮を総本社として全国で最も多く、全国に 4 万余と最も多くの分社があると言われており、清和源氏をはじめ全



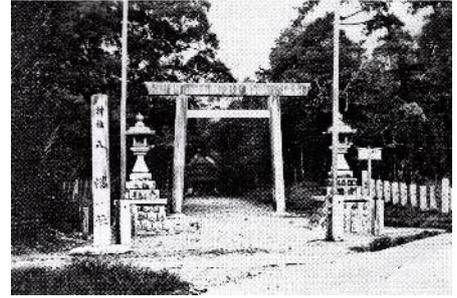
『集古十種』より「応神帝御影」
誉田八幡宮 蔵

国の武士にとって武運の神様『弓矢八幡』として崇敬されており、中世は各地で勧請が進み全国の農村においては鎮守の神様(土地を守る神様)として親しまれてきました。

春日井市柏井町のかつての下街道沿いに八幡社があります。

古くは下篠本郷に鎮座し、柏井の荘下条村、上条村、松河戸村、中切村、四つの土地を守護するために祀られた総鎮守でしたが、寛文11年(1671)に柏井へ遷座したといわれています。

また、戦前は松河戸新田の熊野(鳥居松村大字松河戸字熊山3250番)であった現在の勝川駅の南((松新町4))の八幡社は、松河戸村(母村)の八幡社から分祀したとされています。



柏井の八幡社 写真昭和10年

応神天皇は、「八幡さま」として広く親しまれる八幡神社の祭神で、実在したとすれば4世紀後半ごろの大王と推定され、弥生後期第15代に数えられる天皇になります。

⑤ 八ツ家島の八幡社の境内社 **山神社(大山津見神)**

八ツ家島の八幡社の境内社として山神社があり、「大山津見神」を祀っていました。山神社は山岳信仰の神社で各地に鎮座しています。

農民の間では、春になると山の神が、山から降りてきて田の神となり、秋には再び山に戻るという信仰があり、ここでは農業守護神で、金運、子宝の御神徳があるとされてきました。

大正元年に白山神社の境内社となりましたが、その時白山社の境内社であった「大山津見神」が合祀されています。

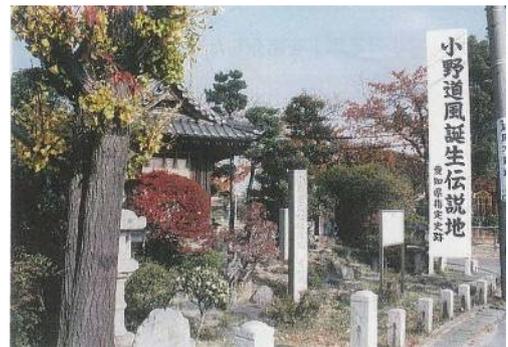
⑥ 八ツ家島の八幡社の境内社 **小野社(道風武大明神)**

八ツ家島の八幡社の境内社として小野社がありました。

ここは、小野道風公の屋敷跡と伝承されており「道風武大明神」(御神体木の木像)を祀っていました。

大正元年に白山神社の境内社となりましたが、その跡地は小野道風誕生地として住民の顕彰活動が盛んに行われました。

戦後、跡地に小野社を復興(小野小学校の奉安殿を社殿)して「道風武大明神」を祀り、昭和29年には小野道風公誕生地が愛知県指定文化財史跡第1号に指定されています。



旧小野社

平成22年11月3日に御神体は白山社に移された

区画整理に伴い平成22年11月3日に祭神は白山神社に移されました。

跡地では毎年11月3日には道風祭が行われています。

⑦ 中島の熊野社(伊邪那岐命)(伊弉册尊)

通称「おくまの」面積 2,019m²

中島の熊野社の祭神は「伊邪那岐命」、合祀熊野神社「伊弉册尊」で、熊野三山(熊野本宮大社〈本宮〉、熊野速玉大社〈新宮〉、熊野那智大社〈那智〉)の祭神である熊野権現の勧請を受けました。

熊野社の創立は慶長年中(1596-1615)で、境内社「神明社」、「宇賀社」がありました。

大正元年に境内社であった「神明社」を合祀し、白山神社の境内社となりました。

戦後跡地に小祠(熊野速玉大神の御札)が祀られていましたが、区画整理に伴い平成 12 年 3 月 19 日に白山社に移されました。その時、白山神社にある「熊野社」の標柱も移されています。



熊野社小祠 移転 平成 12 年 3 月 19 日

⑧ 中島の熊野社の境内社神明社(天照大神)

中島の熊野社の境内社「天照大神」として古くからの記録があり、張州府志、尾張徇行地には「熊野社内二伊勢熱田祠アリ」と掲載されています。

神明社とは、天照大神又は伊勢両宮を祀る社の総称で、島では伊勢講の日常参拝の対象として迎えました。

大正元年に熊野社に合祀され、白山神社の境内社として祀られていたはずの御神体の所在が一時不明でしたが、本殿内に祀られていたことが分かり、本来の熊野社に平成 10 年 5 月 2 日移されました。

⑨ 中島の熊野社の境内社宇賀社(倉稻魂神)

中島の熊野社の境内社として宇賀社があり「倉稻魂神」を祀っていましたが、大正元年に白山神社の境内社となりました。

「ウカノミタマ」即ち保食の神、豊作を祈る神であり、松河戸は「雲霞祭」も盛んでした。宇賀神は、日本で中世以降信仰された神であり、財をもたらず福神として信仰され、伊勢の国には式内宇賀社があります。

伏見稲荷大社の主祭神であり、「稲荷神」(お稲荷さん)として広く信仰されています。

⑩ 中小路島の市岐島社(市岐島姫命) 通称「べんてんさま」面積 99m²

中小路島の市岐島社の祭神は「市岐島姫命」で、広島県廿日市市の巖島(宮島)にある神社の宗像三女神として知られるきれいな女神を祭神としています。

宗像三女神の一人「市岐島姫神」は「弁財天」と同一視され、金運・財運の神とされています。

創立は不明ですが、大正元年に白山神社の境内社として祀られ、「弁財天」の標柱が白山神社の鳥居を入り右側に移されています。

⑪ 川原島の愛宕社(軻遇突智命) 通称「おあたご」面積 3,979m²

川原島の愛宕社の祭神は「軻遇突智命」で、京都府京都市右京区にある愛宕神社の祭神です。旧称は「阿多古神社」といい、火伏せ・防火に靈験のある神社として知られ、「火洒要慎(ひのようじん)」と書かれた愛宕神社の火伏札は京都の多くの家庭の台所や飲食店の厨房や会社の茶室などに貼られています。水害に苦しむ当地では水の守り神でもあります。

愛宕社の創立は不明ですが、寛永 12 年に九左衛門という村人が京都の愛宕神社分霊したとも言われています。

旧社としては最大の面積があり(1,206 坪)常緑樹が茂る森になっていました。

大正元年に愛宕社は、境内社の竈神社を合祀して白山神社の境内社として祀られました。その時「愛宕神」の標柱は齋宮社に移されましたが、平成 12 年 3 月区画整理に伴い齋宮社が白山社に移された時に「愛宕神」の標柱も一緒に移されています。

⑫ 川原島の愛宕社の境内社竈神社(奥津日子命)(興津比売命)

川原島の愛宕社の境内社として竈神社があり、「奥津日子命」、「興津比売命」の二神、「竈神」を祀っていました。

火所を守護する神聖な神として、この二神に火の神(軻遇突智命)を加えて、仏神である三宝荒神におき替えられています。

大正元年に愛宕社に合祀され、そして白山神社の境内社として祀られました。

⑬ 段下(川原島)の齋宮社(齋宮神)(三狐神) 通称「おしゃくじ」面積 1,238m²

段下(川原島)に齋宮社があり、慶長年中(1596-1615)に創建されました。

どこの元宮から勧請されたか不明で、伊勢の齋宮との関連は定かではありません。

大正元年に白山神社の境内社として祀られ、明治 3 年建立された三狐神の石柱も白山神社に移されました。

この 1 本の石柱が御神体で、狐の霊を祀り稲荷神社、宇賀社と同じく豊作の神と水難除けの神です。

戦後跡地に小祠(齋宮神 木製の御札)が祀られていましたが、平成 12 年 3 月 13 日区画整理に伴い白山社に移されました。

その時「齋宮社」の標柱と「愛宕神」の標柱が白山神社に移され、三狐神の石柱の右側へ並べられました。

※ 齋宮社の詳細な調査書「川原島 齋宮社覚書

平成 12 年 4 月」が保管されている。作成 岡島博氏



三狐神



齋宮社小祠

平成 12 年 3 月 13 日 遷座お祓い

⑭ 八ツ家島(東組)の辻天王社【津島社】(素戔嗚尊) 通称「おみよし」面積不詳

創立は不詳ですが、道下島の津島神社(天王社)の勧請の頃(1606)とされています。

八ツ家島の松川橋辺りにあり、八ツ家島の東組の社で、大正元年に一旦津島神社に合祀されてから白山神社に合祀されました。

戦後小祠が祀られていましたが、区画整理に伴い撤去されました。

(平成9年10月10日祈祷、10月28日合祀完了、11月16日跡地撤収)

| | 項目 | 金額 |
|------------|---------|---------|
| 補償額 (円) | 工作物移転 | 211,000 |
| | 祭し料 | 87,000 |
| | 立木 | 109,000 |
| | 合計 | 407,000 |
| 支出 (円) | 宮司祈禱料 | 30,000 |
| | 御供物一式 | 3,178 |
| | 酒 | 2,010 |
| | 社撤去工事代 | 100,000 |
| | 白山神社に寄付 | 200,000 |
| | 崇敬者一同奉仕 | 71,812 |
| | 合計 | 407,000 |

⑮ 昌福寺の御嶽社(御嶽大権現)

山岳信仰からくる御嶽講によって、「御嶽大権現」を祀っていました。

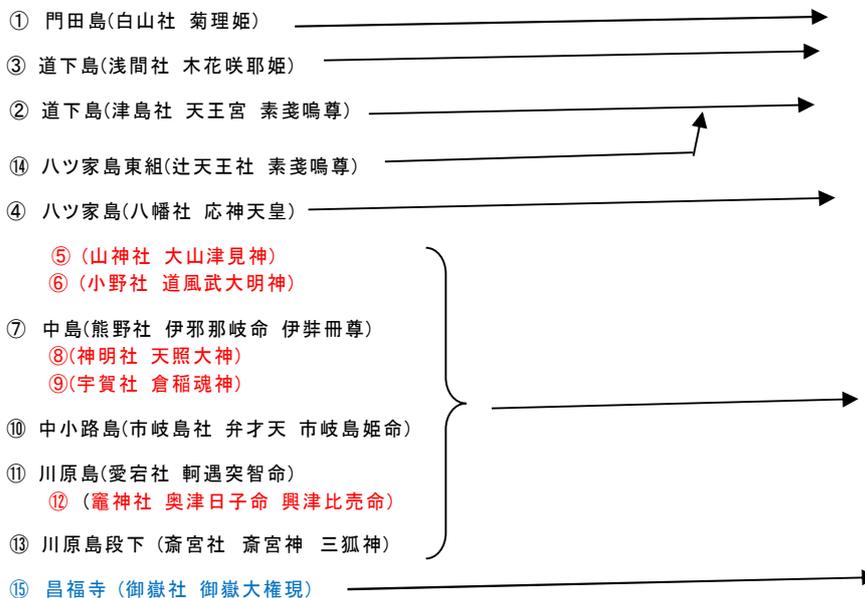
御嶽社は昌福寺にありましたが、大正元年の「1村1社合祀令」により、白山神社の境内社となり、島の境内社(5社殿)とは別に、不浄除(目隠し門)の右側に設置されています。

石造物を御嶽山を模して小山を築き、「御嶽大権現」の石像、御嶽光達、大峰山先達などの石碑が建てられています。

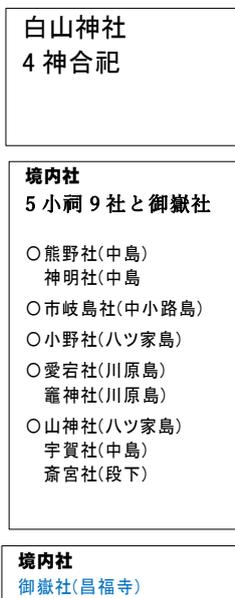
辻天王社清算書 (平成9年10月)

○ 松河戸には9社の神社(境内社は5社と御嶽社)があったので「松河戸の九の宮(このみや)」と言われていました。

○ 大正元年に合祀・境内社とした以前



○ 以降



※ 黒字は各島の神社(9社)、赤字はその境内社(5社)

※ 松河戸の島の神社9社(境内社5社)と御嶽社の15社の祠を、白山社に合祀(4社)又は境内社(10社)とし集合して、白山社は白山神社(村社)となった。

ただし、八ツ家島(東組)の辻天王社は、津島神社に合祀してから白山社に合祀された。

また、昌福寺境内にあった御嶽社は、白山神社の境内社(5社殿)とは別に、不浄除(目隠し門)の右側に御嶽山を模した小山に設置した。

(3) 村社 白山神社

① 村社白山神社の成り立ち

戦前まで残っていた白山神社再建の明応 3 年 (1494)、慶長 11 年(1606)、元和 9 年(1623)の棟札は現在不明ですが、戦前の神社の記録に棟札の文字は残されていました。

【参照 (p277) ④ 白山神社の修復・再建】

いずれも社名はありませんが「一王子」は、白山神社現存最古の棟札享保 2 年(1717)にも「白山一王子神社 修復」の文字がみられ、すでにこ

の当時には白山の白山比咩神社から祭神の

菊理姫を分霊し、「白山」を名乗っていたと考えられます。(図 1)

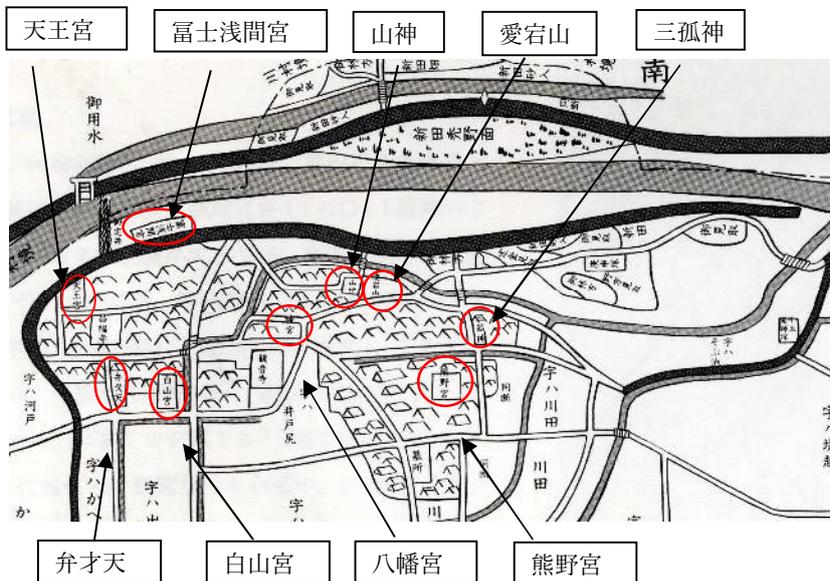
延享 2 年(1745)に立てられた白山神社に現存する最も古い石灯籠には「白山宮」と刻まれています。(図 2)

また、尾張藩の地域誌(古文書)をみると、「尾張徇行記 寛政 4 年 (1792)~文政 5 年(1822)」には、境内除地及び燈明料の田が認められているものとして「白山社」以下 6 社があげられています。(図 3)

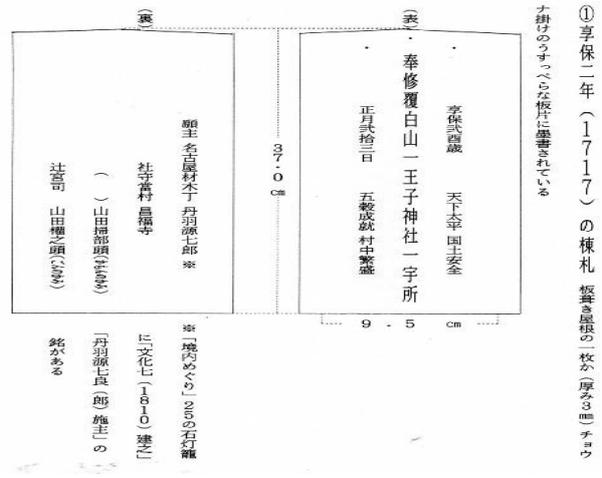
更に、「松河戸村絵図 天保 12 年(1840)」では 9 社掲載されており、現在の白山神社の場所に「白山宮」があり、かつての各島の神社にもそれぞれ信仰神が祀られていました。(図 4)

神道では神霊を分割(分霊)しても同じ力があると信じられていたので、各島の「氏神様」に大きな神社(島人の信仰神社)からの祭神を勧請したと思われる。

荘園がくずれて、現在の村(村落)が起り始めた室町時代に、尾張地方に白山信仰が芽生えた初め頃に村民が造った村の鎮守社です。



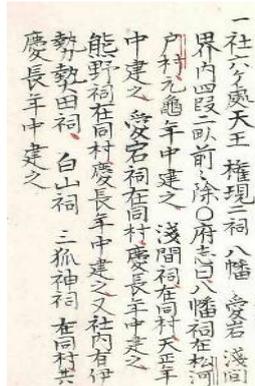
(図 4) 松河戸村絵図 天保 12 年(1840) 上が南 9 祠描かれている。



(図 1) 棟札は本殿の中に保管されているものを平成 10 年 3 月総代岡島博氏が写し取ったもの (現存する最も古い棟札)



(図 2) 「白山宮」石灯籠 延享 2 年(1745)建立



(図 3) 尾張徇行記の一部 神社部分に 6 祠が掲載されている。 尾張藩士樋口好古著文政 5 年 (1822 年) まとめた『郡村徇行記』

白山宮の祭神は、白山の白山比咩神社の祭神の「菊理姫命」一神でしたが、大正元年に国による1村1社合祀令により、河戸(門田島)の白山社「菊理姫」に、村中(八ツ家島)の八幡社「応神天皇」、それと河戸(道下島)の浅間社「木花咲耶姫命」と津島神社「素戔鳴尊」の3神を合祀し、10社(御嶽社含む)が境内社として祀られました。

したがって、我が松河戸白山神社は、多くの神々を祀った神々の集合体であり、古くから松河戸の村人が祀ってきた氏神、鎮守の神、産土神でもあります。

しかしなぜ白山社に集合されたのか。

この地が、農業用水の供給に恩恵の大きい川のほとりにあり、遙かに白山を望むことができ、その白山比咩神社の祭神の「菊理姫命」を祭神として祀ってある白山社(白山神を水神に見立てていた)は、大正元年当時すでに村の中心の神社でした。

なぜ、この3神が「白山社」に合祀されたのでしょうか。

稲作地帯である松河戸の村の神社として、三神は相応しい神様であったと思われます。

また、多くの農村に最も崇拜されていた神社(神様)であったからでしょう。

では、なぜ集合当時(大正元年)すでに村の中心の神社であったのでしょうか。

郷土誌かすがい第33号 昭和63年9月(村中治彦 春日井郷土史研究会)の松河戸白山社の由緒に下記のような記載がありましたので紹介します。

「年月は不詳であるが、明治の頃、松河戸村から名古屋に出て成功した松河屋が、氏神の社格昇級申請に際して多額の資金を提供したという。

その際、松河屋が日頃白山神を信仰していたところから、白山神社と命名されたものといわれている。

松河屋がどのような理由で白山神を信仰するようになったかは明らかではない。」

とあります。

また、昌福寺の稲荷堂についても、松河屋庄八氏の寄贈により建立されています。

当時、昌福寺は白山社・天王社など(八幡社を除く)の社僧を務めていました。

(社僧……今でいうところの宮司にあたり、社務と管理を行っていた。)

白山社は、明治5年に村社に列せられており、明治40年に供進指定されていますが、白山社への松河屋の資金提供が大きく関わっていたと思われます。

白山社は、大正元年にはすでに村の中心の神社であって、必然的に各島の神社が白山社に集合されたのでしょうか。

現在、春日井市内に「白山神社」と呼ばれる神社は4社ありますが、それぞれ創建の成り立ちには違いがあります。

古墳時代の豪族が建立した神社が多いなか、この白山神社は村人の手で造られ守られてきた神社です。

尋常小学唱歌(明治45年)「村祭り」がありますが、この白山神社が当時の松河戸の「村祭り」を最も彷彿とさせてくれる神社のように思われます。

② 白山神社の経営

① 氏子、崇拝者によって支えられる神社

自然と神とは一体として認識され、神と人間を結ぶ具体的作法が「祭祀」であり、その祭祀を行う場所が「神社」であり聖域とされてきました。

その「神社」を守り維持する役目となるのが氏子になります。

氏子とは、同じ地域の氏神様を崇敬して、神社の維持などに関することを自らが行う集団で、その地域以外の信者を崇敬者と一般に呼んでいます。すなわち、松河戸町内に居住し、信仰のある世帯単位を氏子とし、松河戸以外の信者を崇敬者となります。

氏子と似たものとして寺の檀家がありますが、次のような違いがあります。

| | 信仰するもの | 該当者 | 内容 |
|------------|--------|----------------------|------------------------------------------|
| 氏子 | 氏神 | その土地に住み、その土地の氏神に仕える人 | 神社の祭祀の実施、維持管理、寄付(神社の管理及び資産に関する権利及び義務を保有) |
| 準氏子 崇拝者 | 氏神 | 神社の氏神を崇拝する者 | 神社の維持に協力する |
| 檀家 | 仏教宗派 | 特定の寺院の信徒 | 護持、お布施などの経済的支援(お墓との関わりも大きい) |

このように、氏子は氏神に仕え、自ら寄付をしたり氏神神社の維持などに関わったりする人ですが、一方の檀家は信仰する寺院に属してお布施などで、そのお寺を支援している人のことといわれています。

白山神社の氏子の数は、戦前戦後 170 戸代で推移していましたが、松河戸の人口増とともに増えて、昭和 55 年に 1 次ピーク(250 戸)がありました。

その後、区画整理が始まり減少していましたが、区画整理が終盤に近づくにつれ増加して区画整理事業が終了した平成 29 年に 238 戸と 2 次ピークを迎えました。

しかし、その後は島から丁目班に変更になってから減少傾向にあります。

氏子の神社費(会費)、氏子や崇拝者等の寄付、奉納金、賽銭は神社の経営になくてはならないものとなっていますが、戦前のような氏子への強制加入もなくなり、宗教の自由の考え方などから、松河戸の人口増加に反して氏子の数は減少傾向にあります。

氏子の推移 (年度は適宜抽出)

| 年度 | 昭和 10 | 昭和 20 | 昭和 27 | 昭和 51 | 昭和 53 | 昭和 55 | 昭和 59 | 平成 3 年 | 平成 8 年 | 平成 19 年 | 平成 23 | 平成 26 | 平成 29 | 元年 元年 | 令和 2 年 | 令和 4 年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|---------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 戸数 | 173 | 174 | 120 | 148 | 243 | 250 | 223 | 225 | 221 | 200 | 189 | 195 | 238 | 213 | 208 | 202 |

平成 29 年度 島最後の年の島別氏子数

| 島 | 河戸島 | 門田島 | 八ツ家島 | 川原島 | 中島 |
|----|-----|-----|------|-----|----|
| 戸数 | 43 | 48 | 53 | 38 | 56 |

② 山神社を支えてきた土地収入(時代による運営支援)

明治になるまで小規模な島の神社は、庄屋、地主を始めとした住民全員による協力や負担によって維持管理されてきました。

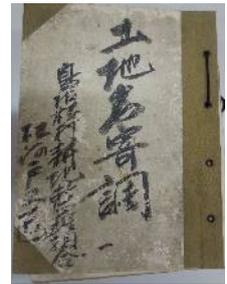
明治から戦前までは、「国家の宗祀」であるという明治政府の国家原則に従って、国家により管理され自治組織の中心として財政負担を受け守られました。

また、「1村1社会祀令」により、大正元年9月に島の9神社(9社及びその5境内社)と御嶽社の15社を白山宮に合祀又は境内社としましたが、この時、合併された後の旧社地は畑地として開墾し、年貢を取って神社維持する費用に充てることができました。

また、松河戸集落の西側に広がる土地は低くて、大雨が降ると水が流れ込み田畑が水に浸かりました。

このような農地に不向きな「砂入」、「御見取」、「堤外地」などといわれる土地でも人々は耕作していました。

江戸時代には、その様な土地は村の石高には入っていませんでしたが、明治の地租改正でそれらの土地の多くが税の対象となると、人々は神社にそれらの土地を寄進し、その土地で小作し神社に年貢を払うようになり、白山神社は「砂入り地」・「御見取」や「堤外地」などと言われた土地も所有することとなりました。



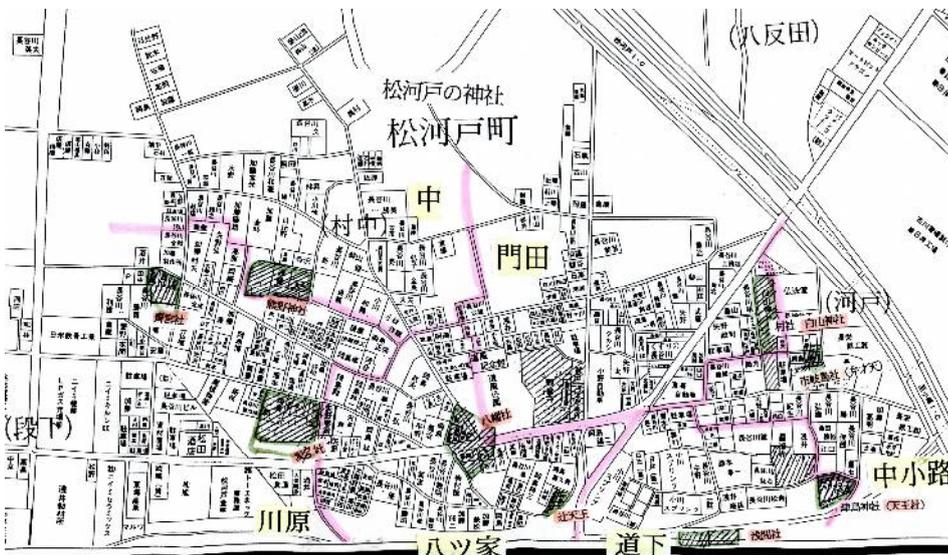
土地名寄帳 昭和初め

| 地目 | 地積(反) | 賃貸価格(円) |
|----|---------|---------|
| 宅地 | 298.330 | 26.30 |
| 畑 | 5.020 | 57.16 |
| 山林 | 3.912 | 16.77 |
| 田 | 0.222 | 4.05 |
| 合計 | 307.277 | 104.28 |

白山神社の賃地 (土地名寄帳から)
宅地となっているのは「御見取地」のことで、集落の西側堤防下に広がる広大な土地

大正元年合祀前の各島の神社地 (斜線部分) (住宅地図は区画整理前の地図を使用)

面積



- ・市岐島社 99 m²、
- ・天王社 720 m²、
- ・浅間社河川敷不詳、
- ・辻天王社 不詳
- ・八幡社 約 2,300 m²
- ・熊野社 2,019 m²
- ・愛宕社 3,979 m²
- ・齋宮社 1,238 m²
- ・白山神社
当初面積 1,295 m²
(後年 300 m² と 56 m² が加わる)合計 1,651 m²(社務所、倉庫等除く)

平成7~9年度年総代 岡島博氏
「松河戸白山神社の記録」から

大正元年に白山神社は村社となり、社殿も大きくなり管理費用も増えましたが、白山神社は各島の旧社地や寄進された土地のおかげで比較的楽な神社運営を行うことができました。



白山神社 収米納簿

㊦ 戦後（政教分離）

終戦後は一転して「政教分離」となり、白山神社は「宗教法人」となり、昭和27年神社本庁の包括下となります。

宗教法人法の成立のために氏子制度は行政に管理されなくなり、個人の信仰や地域のしきたりで存続するようになりましたが、「宗教の自由」を建前に、政府からの財政援助は無くなり、反対に神社庁への負担金が発生しました。

また、「農地改革」は、神社仏閣においても大きな出来事でした。

地主が所有する農地を、政府が安い値で強制的に買い上げ、実際に耕作していた小作人に売り渡すというものでした。

白山神社に寄進された「砂入り地」、「御見取」、「堤外地」などは元の耕作者に返還されましたが、各島の旧社地については神社に戻され、小祠が建てられたり、貸し出したりして白山神社の維持費用にあてることができました。

旧社としては最大の面積があった愛宕社(約3,979m²)は昭和25年、斎宮社(1,238 m²)は昭和27年に畑、宅地として各個人に移転されました。

㊧ 区画整理以前（平成2年の社殿建立まで）

戦後、旧社地は、崇りがあるといけないので小祠を建てたり、安く貸し与えたり、無料で子ども遊びの広場として貸したりしていました。

また、社殿の修理などで大きな資金が必要な時は、土地を売って賄いました。

昭和50年に村中914(八幡社跡地)の土地の一部を松河戸駐在所敷地(132.23m²当初年3万4千円)として、昭和59年道風記念館駐車場(311m²当初年33万9千円)で貸すことで比較的楽な経営ができました。

旧本殿は、昭和11年に建設されたもので、55年程しか経っていませんでしたが、その間太平洋戦争、東南海地震や伊勢湾台風などに遭って破損箇所が目立つようになっていました。

昭和63年市施行による区画整理が決定したころ、区民から「お寺も建て替えられたし、神社も老朽化していることから、この際立て替えたらどうか」との意見が出て、区画整理を見据えて、現在の社殿は平成2年に総工費7千万円をかけて建て替えられました。

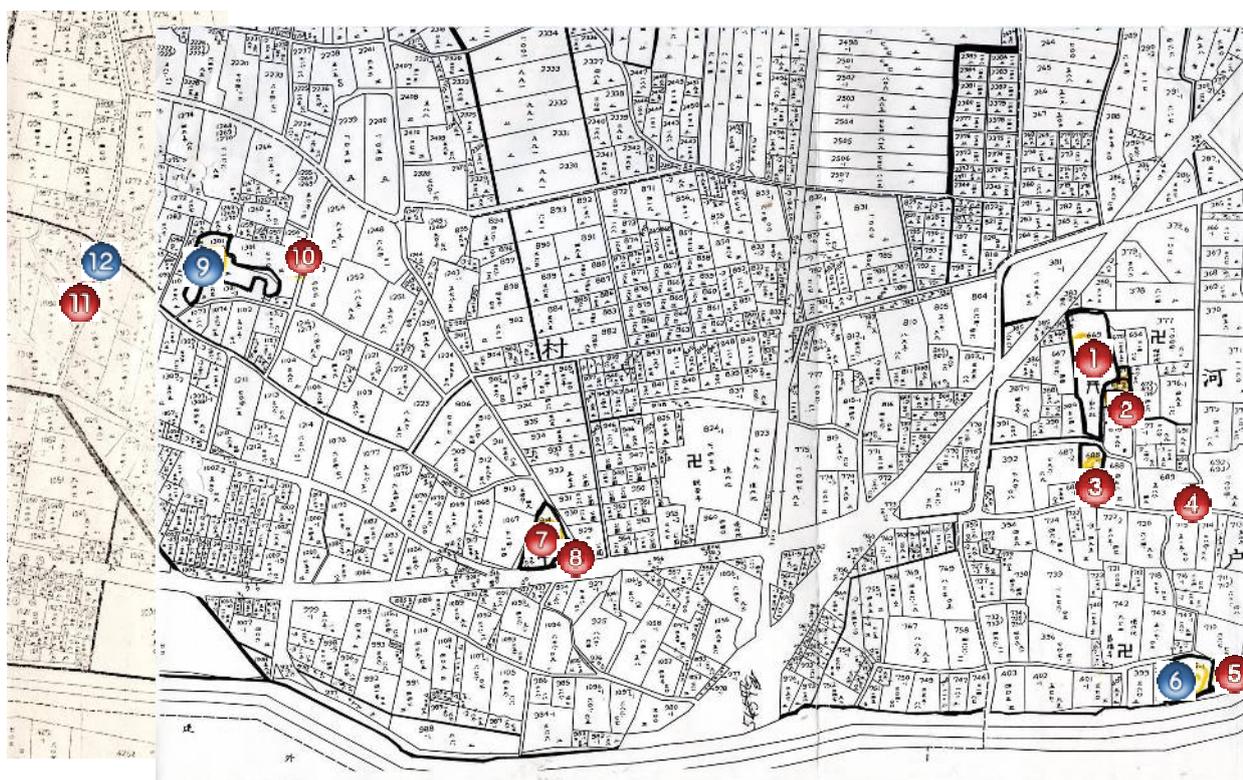
資金は、白山神社所有の土地(河戸745番地の1山林552m²)、(村中1301番地の4畑796m²)で、1m²当り57,500円で市土地開発公社に公共施設充当地として売却し、神社造営資金に充当しました。

また、鳥居、灯籠、狛犬、手水舎、由緒石碑などは氏子の寄付により設置され、篝火台、拝殿鈴、社殿幕、幟なども新調されています。

平成22年には神社境界が確定し、2千8百万円をかけて境内整備が行われ、平成23年5月完成奉告祭が行われました。この費用は、区画整理による境内減歩益により賄いました。

神社地 区画整理前 (青はこの時点では既に売却済み)

| | 地番 | 地目 | 地積 m ² | | 用途 | 備考 |
|----|-----------|-----|-------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 河戸 669 | 境内地 | 1295 | | 白山神社境内地 | |
| 2 | 河戸 671 | 宅地 | 68 | 76 | 白山神社境内地 | |
| | 河戸 674-1 | 宅地 | 109 | 91 | 白山神社境内地 | |
| | 河戸 674-2 | 宅地 | 76 | 03 | 白山神社境内地 | |
| | 河戸 674-3 | 境内地 | 56 | | 白山神社境内地 | |
| 3 | 河戸 688-1 | 境内地 | 300 | | 白山神社境内地 | |
| 4 | 河戸 691 | 畑 | 99 | | 白山神社境内地 (市岐島社) | |
| 5 | 河戸 744-1 | 保安林 | 168 | | ・(津島神社跡地) ・昭和50年に区へ無料貸出し、東ちびっ子広場 | |
| 6 | 河戸 745-1 | 山林 | (552) | | ・(津島神社跡地)天王藪 ・昭和50年に区へ無料貸し出し東ちびっこ広場 ・平成元年1m ² 当たり5万7,500円(31,740,000円)で売却 | 平成2年の 神社造営資金に充当 |
| 7 | 村中 914 | 畑 | 611 | | ・(八幡社跡地)公会堂地 ・昭和50年春日井警察署駐在所敷地に貸出 ・昭和59年道風記念館駐車場貸出 | 132.23m ² (3万4千円) (53年4万6千円) (59年8万8千円) 311m ² (33万9千円) |
| 8 | 村中 928 | 山林 | 92 | | ・小野社地(八幡社跡地) | |
| 9 | 村中 1301-4 | 畑 | (796) | | ・(熊野社跡地) ・昭和48年に区へ無料貸し出し童遊園地 ・平成元年1m ² 当たり5万7,500円(45,770,000円)で売却 | 平成2年の 神社造営資金に充当 |
| 10 | 村中 1301-5 | 畑 | 69 | | ・(熊野社跡地) 中島集会所 | |
| 11 | 段下 1985-7 | 畑 | 128 | | ・(斎宮社跡地) | |
| 12 | 段下 1985-4 | 畑 | (36) | | ・昭和53年1坪当たり13万円で売却 (143万円) | 社殿修理、社務所造 営資金に充当 |
| | | 合計 | 3,072 | 70 | | |



地図は市役所土地宝典より転写(昭和50年2月26日)

③ 運営組織の変遷

① 1村1社会祀令

各島の神社は、村の最小自治組織である島の中心的存在として、寄合などで島の人達により管理運営されてきました。

明治から戦前までは、「**国家の宗祀**」であるという明治政府の国家原則に従って、国家により管理され自治組織の中心として財政負担を受け守られました。

明治の終り頃から行われた「1村1社会祀令」は、神社は宗教ではなく「**国家の宗祀**」であるという明治政府の国家原則で、地方の自治は神社を中心に行なわれるべきだという考えのもと、合祀政策に一町村一神社の基準が当てはめられることとなり、神社の氏子区域と行政区画を一致させることで、町村唯一の神社を地域活動の中心にさせようとするものでした。

松河戸においても、大正元年9月、松河戸の島の神社14社を白山社に合祀(4社)又は境内社(10社)とし、「白山社」は「白山神社」となり**村社**に列せられました。

松河戸の全ての住民は、白山神社の氏子となり、区長のもとで「**祭り**」を進めていくこととなりました。

また、当時、昌福寺は白山社・天王社など(八幡社を除く)の社僧を務めていました。

(社僧……今でいうところの宮司にあたり、社務と管理を行っていた。)

なお、現在は世襲の社家はいませんが、この時期の白山神社報告書(昭和10年頃)を見てみると、社家として丹羽原右エ門の名が記されています。

② 戦後の政教分離

戦後は一転して「**政教分離**」となり、宗教法人法が制定施行(昭和26年4月3日)され、神社本庁の包括下となり、神社本庁の管理下において「**白山神社規則**」(昭和27年9月10日神社庁承認)が作られ、そして村社白山神社は「**宗教法人**」(昭和28年3月5日愛知県知事認証)となりました。

責任役員は4人(代表役員1人、総代3人)とし、代表役員は宮司として、総代(任期3年)は氏子の中から選考して代表役員が委嘱するとあります。

ここで、区会と神社組織は切り離されたこととなり、祭祀(式典)は神社庁(神社組織)が執り行うこととなりましたが、神社費の徴収や祭事(お祭り奉納)は区民のお祭りとして区会が行いました。これは、区民のほとんどが(戦前は全員)氏子であるため、区会の協力なくして、祭りを行うことはできませんでした。

宗教法人白山神社規則の概要

(神社組織概要) (昭和28年5月施行)

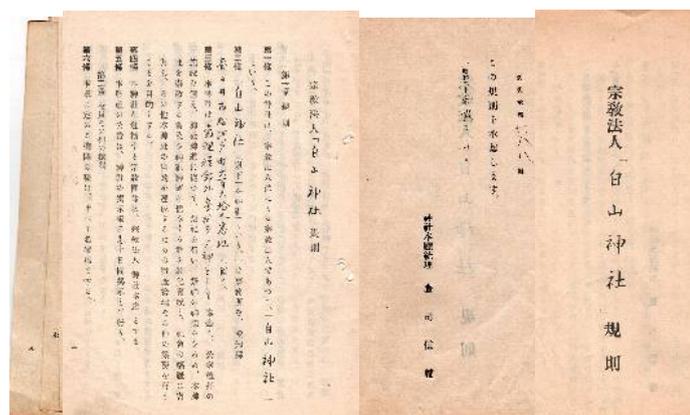
神社本庁
白山神社 (神社本庁の包括下に入る)

【役員】

- ・責任役員(代表役員)1人 宮司
- ・責任役員(総代)3人 氏子から 任期3年

【会員】

- ・氏子
- ・準会員(崇敬者)



昭和27年承認された白山神社規則 昭和28年5月施行

③ 区会による神社の管理運営

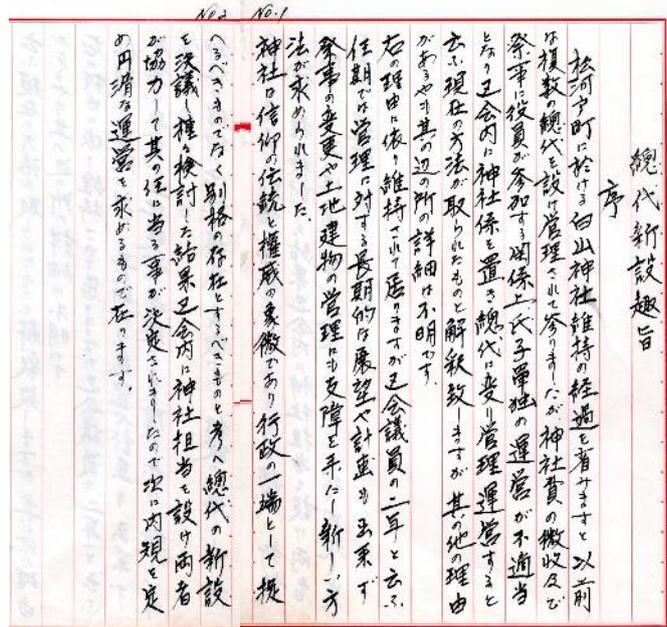
神社組織(責任役員 4 人で構成)は、主として祭祀や神社の管理を行っていくこととなり、運営(神社費徴収や祭事)は区会の仕事として残ったことから、神社の管理運営がスムーズにできなくなってきました。

そこで、区会内に「神社係」を置き、区会の神社係が氏子総代に代わり管理することで、区会が神社の管理と運営を任せられることとなり、再び戦前の様に区長の下に神社の管理運営が行われることとなりました。(区会が神社管理運営を任せられた年月は定かでない。)

④ 昭和 50 年度～(神社総代の新設と区会の神社係での管理)

その後、昭和 50 年 3 月に区会(区長 鈴木五郎)から総代新設趣旨(変更決議事項)が提出されました。

その内容は、「区会議員の 2 年の任期では、管理に対する長期的な展望や計画も出来ず祭事の変更や土地建物の管理にも支障をきたすので新しい方法が求められる」として、「神社は信仰の伝統と権限の象徴であり行政の一端として行うべきものでなく別格の存在とすべきものとの考えで、総代(長)を新設し、区会内の神社担当と両者が協力してこの任に当たる」というもので、戦後と違って新たに設けられる「神社総代(長)」と、「区会の神社係」が協力して管理運営を行っていくというものでした。



昭和 50 年 3 月に出された 総代新設趣旨書の前文

提出内容

- | | | |
|------|---|------------------------------------------------|
| 神社組織 | } | 総代(長) 1 名… 氏子の中から選出(氏子の半数以上の支持)任期 4 年 年手当 1 万円 |
| | | 神社係 2 名… 区会議員内から選出 総代補佐(氏子)、会計担当(氏子) 年手当 7 千円 |
| | | 相談役 1 名… 総代の任期を終了した者任期 1 年 |
| 任務 | | 1 祭祀の実施、2 氏子の掌握、3 神社地及び建物の管理、4 その他神社に関する全般 |

- | | | |
|------|---|----------------------------------------------------------|
| 氏子組織 | } | 氏子… 神社の管理及び資産に関する権利及び義務を保有する。(名簿記載) 各島において祭事(祭り奉納)を行う |
| | | 準氏子… 神社の維持に協力する者 |

- 神社費は、総代と神社係で協議して決定する。徴収は区長の責任において行う
- 祭祀(式典)は、総代、区長合意の上運営する。

よって、総代(長)の下に区会の神社係が置かれ、神社と区会が協力して行っていく体制が整えられました。

昭和 62 年度～ 総代、相談役の任期を各 3 年とする。

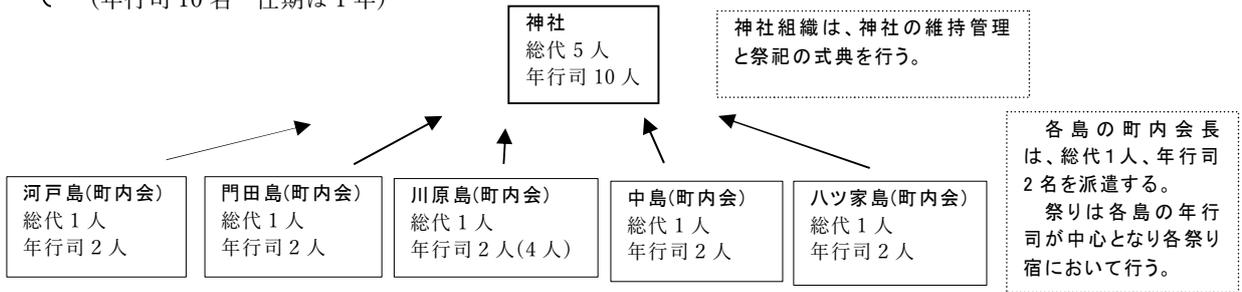
平成 2 年度～ 総代の任期を 2 年とする。

⑤ 平成4年度～（島(町内会)からの役員派遣)

新社殿が完成し落ち着いた平成4年度に、宗教法人白山神社規則を踏まえ会則の見直しがありました。

神社組織

- ・各島(5島)の町内会から氏子総代を各1名選出する。(氏子総代5名、任期は3年)
氏子総代には、総代長、同副、会計を置き、他の2名は会計補佐役(庶務)として、管理運営、式典に務める。
- ・各島(5島)の町内会から年行事2名を選出し、氏子総代と共に神社の祭事を遂行する。
(年行司10名 任期は1年)



というもので、今日の基盤となるものでした。

各島に町内会から選出された神社総代、年行司が設けられたことにより、区会(区長)と神社(総代)との行事の役割分担もはっきりさせることができました。

関連行事の区長(区会)、年行司(町内会)、総代(神社)の役割分担 平成4年度当時

| 月日 | 行事 | 担当区分 | 備考 ()は現在 |
|--------|---------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 6月 | 国府宮総参り (御田植祭) | 区長 | 田植えが済むと、一日農作業を休み、国府宮へ総参りをし、その後芝居見物などした。 (平成8年度から自由参拝となり、現在は、区長、副区長が代表でお参りをしている。) |
| 7月 | 天王始め | 総代 | 総代が津島神社からお札を受けて、悪霊などが入りこまない様にムラ境に縄を張って下げた。 (現在は雲霞祭を兼ねて、総代が町内3カ所笹竹飾りをして町内厄除けをしている。) |
| | 津島神社例大祭 祇園祭 | 総代、区長 年行司 | 総代が祭祀の儀式を行い、町内会が子ども獅子祭りを行っていた。(現在は総代・年行司によって行われている。) |
| | 提灯山 | 総代 年行司 | 総代、年行司が拝殿前に提灯を60個飾り、参拝者を迎えている。(現在も同様) |
| | 雲霞祭 | 区長 | 正副区長と子ども会により、稲の虫害を防ぐことを祈り神主のお祓いを受け村境を回り田のあぜ道を行列した。 (平成9年から廃止となった。) |
| 10月 | 白山神社例大祭 | 総代、区長 年行司 | 総代が祭祀の儀式を行い、町内会が餅投げを行っていた。(現在は総代・年行司によって行われている。) |
| 11月 | 新嘗祭 | 総代 | 総代が祭祀の儀式の準備 (現在も同様) |
| 12月 | お札配布(伊勢神宮) | 総代、年行司 | 総代が行う。(現在も同様) |
| | (白山神宮) | 総代、年行司 | 総代が行う。(現在も同様) |
| | (国府宮神宮) | 区長 | 区会が行う。(現在も同様) |
| | (熱田神宮) | 総代、年行司 | 総代が行う。(現在は行っていない。) |
| 1月 | 元日祭(初詣) | 総代、年行司 | 参拝者接待を総代・年行司が行う。(現在も同様) |
| | 左義長(どんど焼き) | 総代 | 総代が準備 (現在も同様) |
| 3月 | 祈年祭 | 総代 | 総代が祭祀の儀式準備 (現在も同様) |
| | 神社費徴収 | 総代、年行司 | 町内会(島の年行司)が徴収。 (現在は総代が氏子から直接徴収) |
| | 総会(神社、区会) | 総代、区長 | 区会の総会と同日に実施 (現在も同様) |
| 6月～10月 | 子ども会神楽練習 | 区長、総代 | 6/23～10/16 毎週月 19:30 (現在は行っていない。) |

※この当時、年行司については、町内会の年行司担当という位置付けであった。

これにより、「区会の神社係」は廃止され、神社の管理運営は神社組織(総代)と各島から派遣された年行司により行うこととなりました。

神社の管理運営や祭祀(式典)などは、氏子総代が主体となり行い、社費(会費)の徴収や祭事(子ども獅子祭や餅投げ奉納などのお祭り)などは、各島の年行司が主体となって行っていくこととなります。

島での祭事(奉納)の内容を知るために、八ツ家島の平成 29 年度の神社会計報告(島としての最後の年度)をみてみます。

| 八ツ家島の平成 29 年度の神社会計報告 | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------------------------------------|
| 収入 | | |
| 区費補助 | 12,750 円 | (子ども獅子祭補助等) |
| 氏子徴収金 | 26,500 円 | (53 件×500 円) ※氏子会費は昭和 57 年に 500 円から 700 円になっている。 |
| 餅代奉納金 | 42,400 円 | (53 件×800 円) |
| 合計 | 81,650 円 | |
| 支出 | | |
| 事務費 | 1,368 円 | (案内書、報告書作成等) |
| 祇園祭経費 | 32,634 円 | (お供え品、子ども菓子・果物等) |
| 祭道具の維持管理 | 1,398 円 | (防虫剤、洗濯代等) |
| 奉納餅代 | 53,000 円 | |
| 報告書 | 1,574 円 | (報告書作成等) |
| 合計 | 89,974 円 | |
| 【島保管備品】 | | |
| 馬道具(馬飾り一色)、獅子頭(一对)、拍子木(一式)、馬玩具(2 個)、祭り飾幕(一張)、最大提灯(1 吊り)、宿張り提灯(1 吊り)、白色 10 ミリ引き用綱(1 本)、防護用ロープ(1 本)、木綿白布(1 枚)、赤・緑飾り布(4 枚)、子ども用タスキ(43 本) | | |
| ※島保管備品は、白山神社倉庫保管 | | |

祭事(奉納)については、島が主体となって行っていたことが分かります。

町内会役員選出例

区画整理前(平成 15 年頃)

(八ツ家島の場合)

※ 表は、松河戸の最小自治組織である島(例八ツ家島)が、松河戸の各組織へ役員を派遣した内容です。

| 区分 | 選出役員 | 人数 | 任期 | 選出方法 | 仕事内容 |
|----------|------|-----|--------|---------|---------------------------|
| 区会、町内会関係 | 町内会長 | 1 人 | 1 年 | 町内会名簿順 | 町内会のとりまとめ |
| | 相談役 | 1 人 | 1 年 | 町内会長終了後 | 町内会の相談役 |
| | 区会議員 | 2 人 | 2 年 | 町内会年齢順 | 松河戸区会への派遣 |
| お寺関係 | 寺総代 | 1 人 | 4 年 | 檀家年齢順 | 観音寺の総代(5 島の町内会で 1 人選出) |
| | 寺役員 | 2 人 | 1 年 | 檀家名簿順 | 観音寺への役員派遣 |
| 道風関係 | 道風役員 | 2 人 | 2 年 | 町内会名簿順 | 遺跡保存会への役員派遣 |
| 神社関係 | 氏子総代 | 1 人 | 任期 3 年 | 氏子年齢順 | 白山神社の総代(5 島の町内会で 1 人づつ選出) |
| | 年行司 | 2 人 | 1 年 | 氏子名簿順 | 神社祭奉納の島のとりまとめ |
| | 祭り宿 | 1 人 | 1 年 | 氏子名簿順 | 祇園祭こども獅子祭りの宿 |
| 信仰関係 | 松川稲荷 | 1 人 | 2 年 | 任意 | 昌福寺松川稲荷役員派遣 |
| | 白寿観音 | 1 人 | 2 年 | 任意 | 昌福寺白寿観音役員派遣 |

⑥ 平成 30 年度～(島から丁目班体制へ)

区画整理が終了し、松河戸の最小の自治組織である島組織がなくなったことで、新組織編成が求められました。

しかし、区画整理により「島」の町内会から「丁目」の町内会に単純に替えればよいというものでもありませんでした。

区画整理によって島の時代と比べて大きな構造的変化が起っていました。

⑦ 区画整理後の新組織の問題点

㊦ 最小自治組織(町内会)の弱体

町内会長は、以前の「島」の町内会のように予算をもって町内会を開催することもなく、もっぱら区会議員としての活動に終始するようになってきました。

以前は、各町内会長が町内会のメンバーから、氏子総代や区会議員を派遣しており、祭り奉納を司る年行司も町内会長の指揮下にありましたが、今では神社や区会が直接選定するようになったこともあり、以前の島(町内会)のような最小自治組織としての性質が薄れるようになりました。

㊧ 町内会による祭り奉納の減退

新しい様式の住宅が増え、各町内会で祭り宿を確保することが難しくなりました。

また、各町内会の指揮下にあった年行司も町内会から神社の包括に入りました。

そこで、町内会が実施していた祭礼奉納は、公民館を全町内会の祭り宿として、夏祭り子ども獅子は、神社と区会の助成で「子ども獅子祭り実行委員会」が実施することとなり、秋の餅投げは、神社が氏子から奉納金を徴収して実施することとなりました。

また、丁目班(氏子組織)での「馬道具・獅子」の管理も難しくなり、これらの管理も神社へ移行しました。

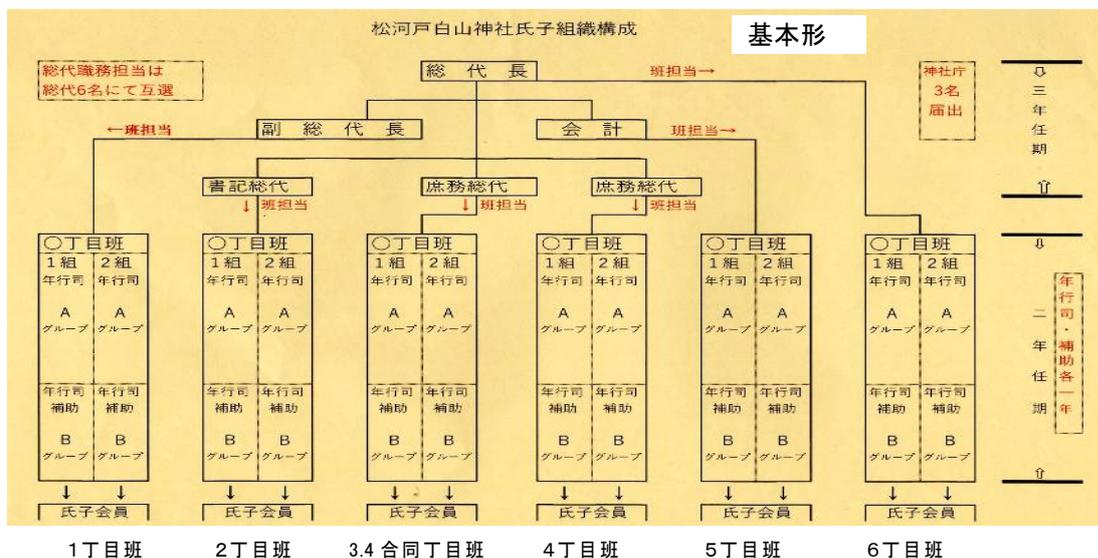
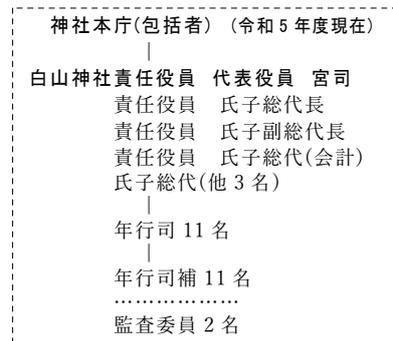
このことで、平成29年度まで行われていたような各島(町内会)による祭事(奉納)という形式が薄れてきました。

㊨ 現在の氏子組織構成

現在の氏子組織構成は「班」をもって構成し、下記のようになります。

- (1) 丁目を基本として班を構成し、それぞれの班に「総代」を設ける。
- (2) 班の中に組を設け、それぞれの組に「年行司」「年行司補」を設ける。
- (3) 組を2グループに分けて、それぞれのグループに年行司又は年行司補を配置する。ただし、

- ・年行司補は次年度に年行司になり、年行司・補で通算2年の任期
- ・氏子総代は、各丁目班から1名選出し任期は3年
- ・総代長は、氏子総代の互選



上記の組織構成が基本形ですが、丁目班によって人数の多少ができたので、現時点では下記のとおり調整を行っています。

- ・4丁目班は氏子数が多いため、3丁目班に4丁目の一部を含め、3.4合同丁目班とした。
- ・6丁目は氏子数が少ないため、1組だけとした。

④ 白山神社の修復・再建

① 氏子によって守られてきた神社

白山神社の鎮守の森である境内を散策してみると、本殿、幣殿、拝殿といった社殿をはじめ、境内社、社務所といった建築物や、鳥居、社号標などの多くの建造物があります。

これらの施設や設置物は、住民(氏子)の奉賛により造られ守られてきました。

松河戸では古く縄文後期の時代から「自然崇拜」「祖先崇拜」がおこなわれていましたが、室町時代になると、村落という自治組織が生まれ、最小自治組織である島の中核として、各島では、守護神を祀るため神社を創建することとなります。

神(自然)と人間を結ぶ具体的作法が「祭祀」であり、その祭祀を行う場所が「神社」であり聖域とされました。

これ以降、松河戸の各島の人達は自分たちの生活の基盤となる神社を修復・再建しながら大切に守っていくこととなります。

安土桃山時代から江戸初期になると、各島では主要な神社(崇敬神社)から祭神を分霊するようになり、鎮守の森で祀られる氏神様は、大衆信仰として根ざし、四季折々の中で、その時々のお恵みを祈ったり、収穫を感謝したりと、島の人達の朝晩の参拝がそこで行われ、集合の場所としても利用されてきました。

大正元年に「1村1社合祀令」により、各島の神社の神が白山神社に合祀又は境内社とされ、白山神社は村社となり、境内には当時の各島の神社の社号標や石碑などが移築され、村全体の自治活動の中心の場となりました。

戦後、政教分離で神社の施設は神々を祀る本来の意味合いに戻りましたが、今でも住民の親睦や癒しの場になっています。

現在の白山神社の社殿は、区画整理を見据え、平成2年に建て替えられ、平成22年に神社境界が確定し整備が行われ、境内を区切る「玉垣」も完成し、境内は大きく変わりました。

この様に白山神社の社殿は、創建以来、500年以上に渡って村人によって守られてきたのです。

時には大水で流されたこともあったでしょうし、台風によって倒壊したこともあったでしょうが、その度に、補修され再建され現在に至っています。



津島神社例大祭の朝
夏の青空に津島神社の幟がはためく
令和4年7月24日



厳かな社殿
拝殿、奥にみえるのが幣殿でその奥に本殿がある。
令和4年秋の日常



再建7年目の本殿と、2代目神木タブノキ
穏やかな春のひと時
本殿に降り注ぐ木漏れ日がまぶしい。
平成10年3月

② 白山神社建立から

神社とは、祭祀を行う組織をいいますが、神々を祀るための建物や施設の総称でもあります。

神社の境内は「鳥居」の内側を差し、「玉垣」と呼ばれる石柱が巡らされている範囲を神域としており、神様と参拝する人々を結ぶひとつの世界でもあります。

白山神社は、明応3年(1494)に再建されたことが「戦前の棟札」から分かっているので、それ以前からこの場所に存在して、幾度となく再建や修復が行われてきました。

明応3年(1494)という年は、松河戸にとって因縁のある年となります。

6月に、「十五の森」の悲話伝説を作った大きな洪水が起こり、6月29日に15歳の娘さんが人柱として埋められました。

白山神社建立・整備年表

| | |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 明応以前(1400年代) 明応3年(1494) | 創建 戦前の棟札から奉造立明応3年とあるので、明応3年かそれ以前とも考えられる。(戦前の棟札に記載されていたその棟札は所在不明) |
| 慶長年間(1596~1614) | 尾張御行記には、境内除地及び燈明料の田が認められているものとして、白山祠以下6社があげられており、白山祠は慶長年間(1596~1614)の建立とある。 |
| 慶長11年(1606) | 再興 戦前の棟札に記載されていた。(棟札不明、慶長11年9月15日) |
| 元和9年(1623) | 再興 戦前の棟札に記載されていた。(棟札不明、元和9年4月15日) |
| 享保2年(1717) | 白山一王子神社修復 戦前の棟札に記載されていた。(棟札あり、享保2年1月23日) |
| 大正元年(1912) | 村内の神社を合祀又は境内社とする。村社(白山神社)に列せられる。 |
| 昭和11年(1936) | 白山社本殿建立(旧社) (棟札あり、昭和11年6月14日) |
| 昭和15年(1940) | 白山神社本殿建立(旧社) (棟札あり、昭和15年1月14日) |
| 昭和50年(1975) | 白山神社祭文殿 末社修理 (棟札あり、昭和50年7月31日) |
| 昭和55年(1980) | 社務所新築 (棟札あり、昭和55年1月13日) |
| 平成2年(1990) | 区画整理を見据え、現在の社殿に建て替えられ、境内の配置が見直された。 |
| 平成5年(1993)~ | 区画整理に伴い各祠を境内に移す。 |
| 平成23年(2011) | 区画整理での神社境界が確定して境内整備される。 |

○白山神社再建の棟札(むなふだ)

戦前まで残っていた白山神社再建の棟札は現在不明です。ただし、戦前の神社の記録に棟札の文字は残されていました。

それには、奉造立明応3年(1494)とありますので、建立は明応3年かそれ以前となります。

「奉造立一御前上肯明應參年甲寅三月六日敬白 大工山田莊上飯田藤原長久九郎兵衛 檀那庵実内道範浄金徳兵衛 近本弥七」

「奉再興上酉月一之王子願主敬白 慶長拾壹年丙午九月十五日」

「奉再興一王子 尾州東春日井郡柏井郷松河戸村敬白 大工藤原弥衛門 同茂左工門 社人丹羽源右工門 時二元和第九亥子(1)卯月十五日 本願 生田藤十郎」

裏面 矢野多左衛門 加藤善太郎 各々 檀那

註 (1)亥子→癸亥の誤りか。

- ① 東春日井郡の文字は、棟札から転記する際に、記入者が誤って当時の郡名を書いたものと思われる。東→取る
- ② この記録から推測すると、明応、慶長、元和の古い棟札を新しく一枚の棟札の表と裏にまとめて書き直したものと考えられる。
- ③ いずれも社名はないが「一王子」は白山神社現存最古の棟札(享保2年)にも同じ記載がある。
- ④ 慶長と元和の棟札には、奉再興とあるが、明応の棟札には、奉造立とあるので白山社の創建を伝えるものと考えられる。
- ⑤ この記録には「宝物 古代陶器高麗猫一對」とある。この猫は昭和の中頃(昭和34年目撃者の談)まで、本殿前の廊下に安置されていた。

資料 郷土史かずがい 第53号白山信仰

③ 島の神社統合以降の再建・整備

大正元年以降行われてきた4つの大きな再建・整備事業について見てみます。

⑦ 大正元年に島の神社が白山神社に合祀・境内社とされ境内整備された
(4祭神の合祀と島の神社・御嶽社の境内社への移築、鳥居や社号標の建立)

大正元年9月に「1村1社合祀令」により、各島の神社が白山社に合祀あるいは境内社とされ、白山社(白山神社)は松河戸村の「村社」となり、この時に白山神社の境内が整備されています。

境内の本殿西側には、各島の祠が境内社として安置され、各神社の社号標や石碑なども移築されています。

また、不浄除(目隠し門)の東側には、石造物を御嶽山を模して小山を築き、「御嶽大権現」や「行者像」を中心にして、「御嶽先達」「大峯先達」碑を配していますが、これも昌福寺からこの頃に移築され大正元年に境内社となりました。

その他に、旧社号標(大正元年10月建立)や、旧鳥居(大正元年11月建立)も建てられました。

旧社号標は現在幣殿の東側に移築されており、旧鳥居は平成22年に撤去され、柱は裏門の門柱となっています。

下の3枚の古写真が残されており、同時期のものと思われませんが、いつ撮られたのか分かりません。また、写っている社殿はいつの時代のものでしょうか。

下左写真の社号標は旧社号標(大正元年10月建立)で、現在の社号標(昭和5年2月建立)のものではないので、大正元年～昭和5年の写真と考えられます。

更に、下中写真の幣殿前の狛犬は、現在の幣殿前に設置してあるもの(大正7年建立)と同じものと考えられるので、この写真は、大正7年～昭和5年に撮られた写真であると推測できます。

また、昭和11年に旧社殿が再建されていますので、写真の社殿は旧社殿の前の社殿であり、各島の神社が統合された以前(大正元年以前)の社殿と思われます。

社殿の様式は、今の社殿とほとんど変わりがなく3代にわたり踏襲されていることが分かります。



境内社(五社) 写真は平成25年頃



御嶽社 写真は令和4年「御嶽大権現」や「行者像」、「御嶽先達」「大峯先達」の石碑



旧社号標

現在神馬の北にある。写真は令和4年



石造りの簡明な旧神明鳥居、右側には旧社号標が立っており、どちらも大正元年建立された。大灯籠は、東側に秋葉山、西側に太神宮で元治元年に建立されたもの。写真は、大正7年～昭和5年



切り妻の平入の旧幣殿(祭文殿) 大正7年に設置された狛犬がみえる。写真は、大正7年～昭和5年



切妻の妻入の旧拝殿 写真は、大正7年～昭和5年

① 昭和 11 年に旧本殿が建立された
本殿、神馬、西側の灯明台などの建立

旧本殿は昭和 11 年に建立されています。

昭和 11 年といえば、県下児童生徒席上揮毫大会が開かれた年であり、日中戦争勃発の前年でもありました。

不思議なことに昭和 11 年(1936) 6 月の白山社本殿新立替の棟札がありますが、昭和 15 年(1940) 1 月の白山神社本殿立替の棟札も残されています。

昭和 10 年の本殿建立の奉納金掲示板名簿が残されていましたが、昭和 15 年の上棟式収支明細書もありました。

僅か 4 年で建替えられたとも考えられないので、4 年の間隔の意味は何でしょう。

昭和 11 年 10 月には神馬が奉納建立されており、西側の灯明台は昭和 11 年 8 月奉納建立されていることなどから、旧本殿は昭和 11 年に建立されたものとされています。

なお、時間は経過しますが、昭和 50 年に祭文殿(幣殿)の修理がされています。



簡素な神明造りの旧本殿(本殿)

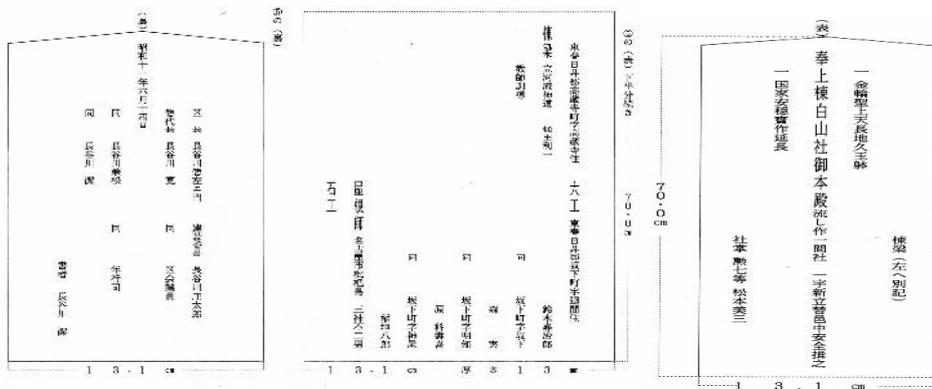
写真は平成元年頃



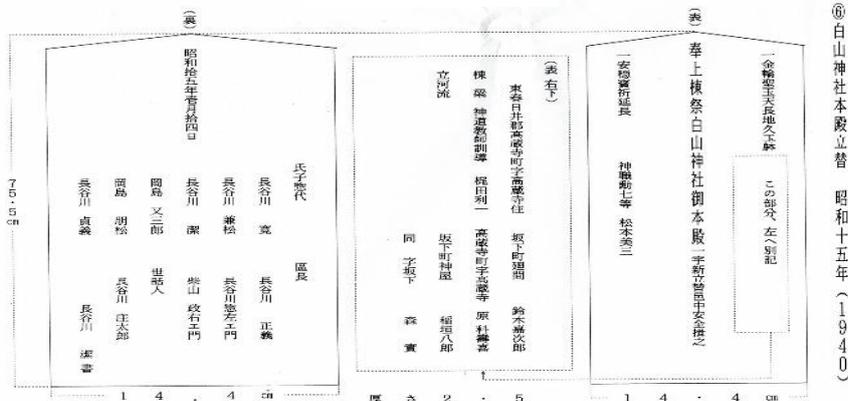
昭和 11 年 10 月に奉納建立された神馬



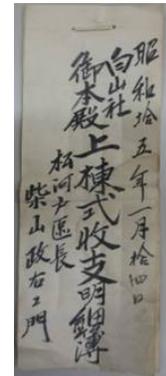
本殿建立の奉納金掲示板名簿 昭和 10 年



上は昭和 11 年の棟札

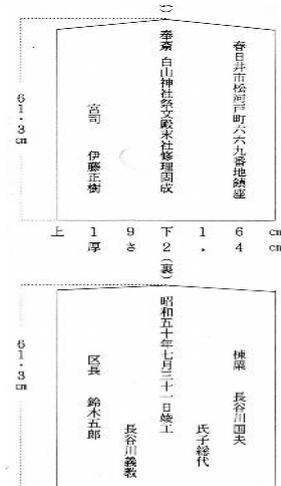


下は昭和 15 年の棟札



⑤ 白山社本殿新立替 昭和十一年(1936)

上棟式収支明細簿 昭和 15 年



昭和 50 年祭文殿修理の棟札

棟札は本殿の中に保管されており、平成 10 年 3 月岡嶋博氏が写し取ったもの

- ㊦ 平成2年に区画整理を見据え、現在の社殿に建て替えられた本殿、祭文殿、拝殿、透垣門、手水舎、境内社や、便所、鳥居、大灯籠、拝殿前の狛犬、由緒石碑などの建立

旧本殿は、昭和11年に建設されたもので、55年程しか経っていませんでしたが、その間太平洋戦争、東南海地震や伊勢湾台風などに遭って老朽化が進んでいました。

昭和63年市施行による区画整理が決定したころ、区民からお寺(観音寺)も建て替えられたし、神社も老朽化していることから、この際立て替えたかどうかとの意見が出ていました。

平成元年1月の区会の席上で氏子総代の発言により、区会の氏子担当が中心となり再建準備が進められ、6月5日には白山神社造営委員13人が決まりました。

再建にあたっては、この頃、鉄筋コンクリートの社殿も増えており検討されましたが、古来建築の美を求め今までどおり木造建築とし、従来の規模・様式を基準としました。

そして、現在の社殿は、総工費7千万円をかけて平成2年に建て替えられました。

資金は、白山神社所有の土地(河戸745番地の1山林552m²)、(村中1301番地の4畑796m²)で、1m²当り57,500円で市土地開発公社に公共施設充当地として売却(77,510,000円)して神社造営資金に充当しました。

なお、社殿の造りは「尾張造り」といって、本殿、幣殿、拝殿を廊下で繋いだ左右対称の建築様式(尾張地方独特の建築様式)ですが、資金不足のため本殿と幣殿を繋ぐ廊下が造れなかったとのこと。

境内の配置など基本設計はこの時に出来上がっています。

区画整理で参道の中を道路が通ることを見据えて、平成3年6月に新鳥居が建てられ(下写真の奥に見えているもの)、前面の大灯籠や、拝殿前の狛犬、灯明、手水舎、灯籠や、幣殿前の灯籠なども氏子等の寄付により同時に設置されました。

また、社殿建立を祈念して由緒石碑が建てられました。

この時、篝火台、拝殿鈴、社殿幕、幟なども寄付により新調されています。

旧鳥居(写真手前)は、大正元年の村内の神社を合祀又は境内社とされた時に建てられたもので、鳥居の神社境界確定・整備が行われる平成23年までの20年間2つの鳥居が存在していました。

拝殿に向かう参道沿いには、左側に厄年の人達、右側に還暦の人達の寄進した灯籠が並んでいますが、この時以降(平成5年～8年)



旧社殿においての最後の白山神社例大祭
平成元年10月10日



旧白山神社 社殿 解体清祓の時



建設当時の拝殿



清掃活動 写真は平成13年
参道の中に新しい鳥居ができています。

に整備されました。

平成2年11月27日に「上棟式」、「もち投げ」、平成3年6月24日に「遷座祭」が行われ、平成3年6月30日に「竣工奉祝祭」、「稚児行列」など諸行事が行われました。

造営資金決算報告書 平成4年2月

| 収入 | 金額 (円) |
|-----------|------------|
| 土地売却 | 77,510,000 |
| 積立金 | 3,543,668 |
| 雑収入(寄付等残) | 5,682,924 |
| 合計 | 86,736,592 |

| 支出 | 金額 (円) |
|-----------|------------|
| 建設工事費 | 69,905,000 |
| 附帯工事費 | 3,173,152 |
| 修繕費 | 607,172 |
| 社・購入費(五社) | 2,060,000 |
| 建物更生共済費 | 6,884,000 |
| 式典費 | 1,694,211 |
| 事務費 | 373,621 |
| 雑費 | 1,834,600 |
| 合計 | 86,531,756 |

| 特別会計 | 収入(円) | 支出(円) |
|------|-----------|-----------|
| | 8,096,480 | 8,037,721 |
| | (寄付金) | (調度品等) |

着工平成2年1月1日、完成3年5月31日
請負業者 魚津社寺工務店(名古屋)



上棟祭 もち投げ 平成2年11月27日

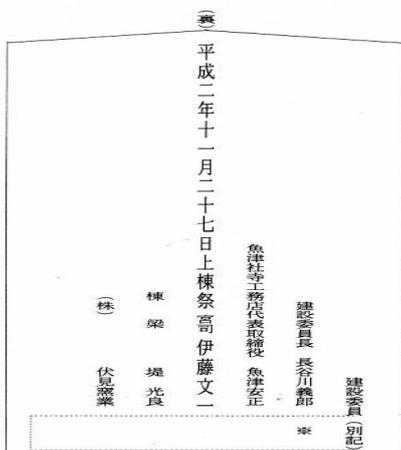


遷座祭 平成3年6月24日

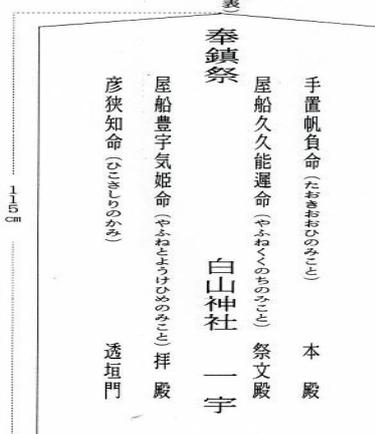


稚児行列のお祓い 平成3年6月30日
昌福寺から白山神社へ稚児行列を行った。

◎裏面の下半分は和紙でかき、部判読できない。建設委員の名前が下方に書かれている。※この氏名は棟札の裏の「社由緒碑」に記載されているので省略 ⑩を参照されたい。



*幅は上が30cm下が26cm山型の頭をしている 厚さは30cm(柱間定のため誤差あり)



◎新しい棟札は拝殿天井裏、北から三分一の位置の壁に固定されている。天井裏へより設置済み
の棟札を筆写
⑨新築 白山神社棟札 平成二年(1990)

棟札は本殿の中に保管されており、平成10年3月岡嶋博氏が写し取ったもの

① 平成 22 年に区画整理で神社境界が確定して、境内の配置が見直され整備された
抹消地内の社号標、灯籠、玉垣の移転や、玉垣、幟立て、自転車置き場、駐車場などの整備

平成 22 年には神社境界が確定し、平成 22 年 10 月地鎮祭、平成 23 年 5 月完成奉告祭が行われました。

2 千 8 百万円をかけて整備が行われ、資金は、区画整理による移転補償費(工作物 20,768,000 円、立木 6,504,000 円、その他 364,000 円)によって賄われました。

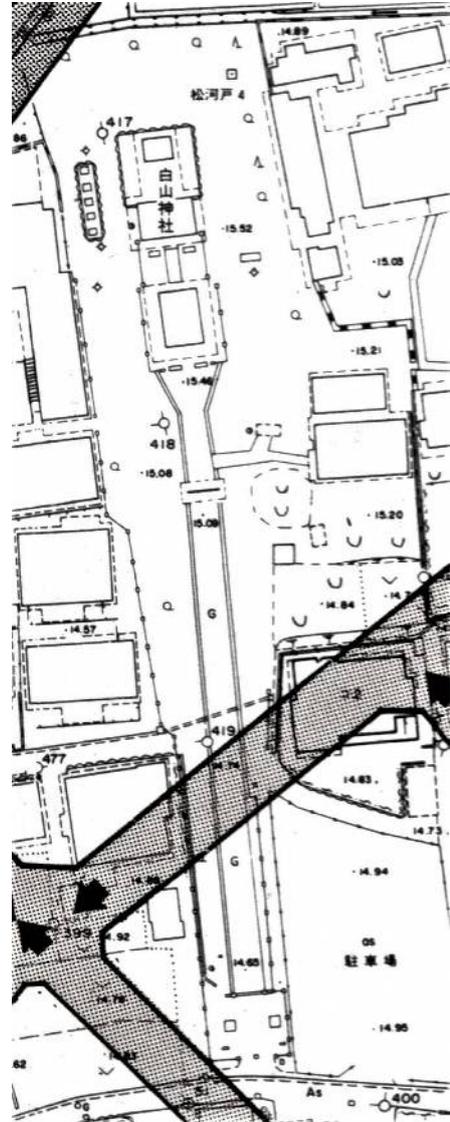
すでに、平成 2 年の社殿建立以降、境内の配置など基本設計は出来上がっており、それに従って整備が進められてきましたので、今回の整備は抹消地内の社号標や灯籠、玉垣などの移転などが主に行われました。

また、境内を区切る「玉垣」や、幟立て、自転車置き場や駐車場など境内回りの整備が行われました。

旧鳥居は解体され、鳥居上部の横柱は現在倉庫の北側に置かれており、柱については境内の裏門の石柱となっています。

長かった参道は半分程度(35m が喪失)になりましたが、参道沿いには寄進された灯籠で整備され、境内を区切る「玉垣」の石柱も氏子の寄付で巡らされました。

当初の計画では、旧鳥居、旧大灯籠、旧車止めを裏門の所へ持って行く計画がありましたが、神社形式に反するとのことで、裏門は神社整備車両などの通用門として旧鳥居の柱だけを置くこととしました。



参道の真ん中に道路が通ることとなる。



平成 22 年 10 月
地鎮祭を終えて工事開始



平成 23 年 3 月 改修工事完了
5 月の完成奉告祭前

○ 抹消地内の移転物件一覧表

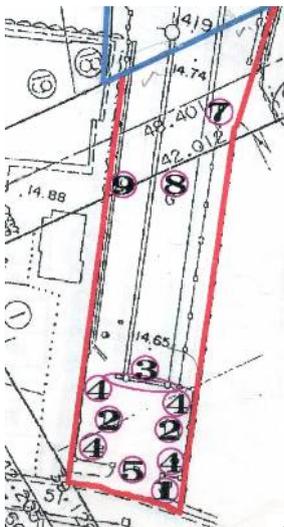
(参道は半分程度(35mが喪失)になり、そこに設置してあった物件の状況)

| 番号 | 物件名 (明細) | 現状 |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| ① | 神社名標柱 (社号標) 36.5×36.5×300 昭和5年2月建立 | 現在の場所に移転 |
| ② | 大灯籠 東側「常夜灯」「秋葉山」「村中安全」元治元年(1864)正月建立 西側「常夜灯」「太神宮」「村中安全」元治元年(1864)正月建立 | 撤去され、倉庫の裏に解体されて置かれている。 |
| ③ | 鳥居 柱の下部の回り 108 cm、直径 34.4 cm、2本の柱の間 298 cm 大正元年(1912)11月建立 神明鳥居 | 解体され、鳥居上部の横柱は倉庫の北側に置かれており、柱については境内の裏門の石柱となっている。 |
| ④ | 祭礼用幟台座 手前(南)が明治29年(1896)6月建立(台座石(31.5×18.5×92.0二対)、白山神社例祭用 奥(北)が昭和7年(1932)10月建立(台座石(21.0×15.0×83.0二対) 津島神社例祭用) | 倉庫の裏に置かれている。 |
| ⑤ | 車止め石柱 20×14×126 | 倉庫の裏に置かれている。 |
| ⑥ | 小野社用門柱 2本(旧小野社移転に伴い日章旗掲揚塔の横に置かれていた) | 道風公園内の小野社に使用 |
| ⑦ | 百度石 (18.5×17.5×53.0)「還暦記念「昭和6年2月11日建立」 | 現在の場所に移転 |
| ⑧ | 提灯山棒立基礎 支柱を固定した穴 82×40 | 撤去し廃棄 |
| ⑨ | 日章旗掲揚塔 下部鉄骨3本 | 撤去し新設 |

抹消地の全景



①神社名標柱 ②大灯籠 ③鳥居



②大灯籠 ③鳥居 ⑤車止め



⑥小野社用門柱 ⑨日章旗掲揚塔



④祭礼用幟台座(白山神社例祭用(右側))



⑧提灯山棒立基礎



⑦百度石

(4) 白山神社の年表

| 年号(西暦) | 内 容 |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 明応3年(1494) | 3月6日 再建 戦前の棟札に奉造立と記載されていた。(棟札の所在不明) |
| 元龜年中(1570~1573) | 八ツ家島の八幡社の創立 |
| 天正年中(1573~1592) | 道下島の浅間社の創立 |
| 慶長年中(1596~1615) | 「尾張徇行記」には、境内除地及び燈明料の田が認められているものとして、白山祠以下6社があげられており、白山祠は慶長年中の建立とある(ただし建立は明応3年の棟札あり)。 川原島の齋宮社・愛宕社の創立、中島の熊野社の創立 |
| 慶長11年(1606) | 9月15日 再興 戦前の棟札に記載されていた。(棟札の所在不明) 道下島の天王社(津島社)創立 |
| 元和9年(1623) | 4月15日 再興 戦前の棟札に記載されていた。(棟札の所在不明) |
| 享保2年(1717) | 1月23日 白山一王子神社修復 戦前の棟札に記載されていた。(棟札あり) |
| 延享2年(1745) | 現存する最古の石灯笼「白山宮」建立 |
| 宝暦2年(1752) | 張州府誌に6祠掲載されている。 |
| 寛政4年(1794) | 御神体木像(菊理姫命)造立 |
| 文化年間(1804~1817) | 「尾張徇行記」寛政4年(1792)~文政5年(1822)に6祠掲載されている。「白山祠」の名あり |
| 天保12年(1840) | 「松河戸村絵図」に各島の神社(9社)が記載されている。「白山宮」の名あり |
| 明治初頭 | 神仏分離令が出される |
| 明治5年(1872) | 白山社が村社に列せられる。 |
| 明治40年(1907) | 10月26日 白山社が供進指定されて格が上がる。 |
| 明治末期 | 1村1社合祀令が出される。 |
| 大正元年(1912) | 9月25日 村内の神社を白山社に合祀又は境内社とする。村社に列せられる。 「村社 白山神社」の社号標が建てられる。 |
| 大正13年(1924) | 神饌幣帛料供進指定(白山神社) |
| 昭和3年(1928) | 御大典記念にて由緒標を造られる。「白山神社」の記載がある。 |
| 昭和5年(1930) | 現在の「白山神社」の社号標が建てられる。 |
| 昭和11年(1936) | 6月14日 白山社本殿建立(旧社) (棟札あり) |
| 昭和15年(1940) | 1月14日 白山神社本殿建立(旧社) (棟札あり) ただし、上棟式収納明細書に「白山社」の記載がある。 |
| 昭和18年(1943) | 神社費徴収簿に初めて書類上「白山神社」の記載がある。 |
| 昭和21年(1946) | 公布された日本国憲法で政教分離が出される。 |
| 昭和21年(1946) | 昭和21年度の収支決算書で「白山社」が使われた以降は「白山神社」に統一される。 |
| 昭和21年頃 | 大正元年白山神社に合祀された各島の旧社地に少祠か建てられる。 小野社は、小野小学校の奉安殿を社殿として元あった道風屋敷跡に戻す。 |
| 昭和26年(1951) | 宗教法人法が制定施行される。 |
| 昭和27年(1952) | 9月 白山神社は神社本庁の包括下となる |
| 昭和28年(1953) | 5月 白山神社規則制定施行 |
| 昭和34年(1959) | 9月26日 伊勢湾台風により境内の多くの大木が倒木する。 区会内に「神社係」を置き、神社係が総代に代わり管理運営を行う |
| 昭和35年(1960) | 伊勢湾台風被害復興工事(スギ、ヒノキ、サカキの植林がされる) |
| 昭和38年(1963) | 祇園祭の「タルオマント」奉納を廃止し「子ども獅子まつり」に代わる。 |
| 昭和50年(1975) | 4月1日 神社総代(長)を設け、区会の神社係と協力して神社運営を行う。 |
| 昭和50年(1975) | 7月31日 白山神社祭文殿 末社修理 (棟札あり) |
| 昭和55年(1980) | 1月13日 社務所新築 (棟札あり) |
| 昭和56年(1981) | 4月1日 松河戸神楽会は、市の「郷土芸能登録制度」に登録し「子ども神楽」発足 |
| 平成元年(1989) | 1月 神社関係、区会関係にて白山神社改築の「準備委員会」を発足 |

| 年号(西暦) | 内 容 |
|---------------|----------------------------------------------------------------|
| 平成 2 年(1990) | 11 月 27 日 上棟式、餅投げ 区画整理を見据え現在の社殿に建て替えられる。 (本殿、祭文殿、拝殿、透垣門 再建) |
| 平成 3 年(1991) | 6 月 24 日 遷座祭、 6 月 30 日 竣工奉祝祭、稚児行列 |
| 平成 4 年(1992) | 神社組織を島(町内会)からの役員(総代、年行司)派遣とする。 |
| 平成 6 年(1994) | 3 月 4 日 区画整理仮換地指定(効力発生日)、以降各島の小祠の白山神社への移設 |
| 平成 8 年(1996) | 「雲霞祭」今年度が最後、来年度廃止 |
| 平成 9 年(1997) | 10 月 28 日「津島神社(天王社)」の小祠が境内社に移される。 |
| 平成 9 年(1997) | 11 月「辻天王社」の小祠が撤収される。(八ツ家島東) 村中 978 番 1 |
| 平成 10 年(1998) | 5 月 2 日 「明神社」の御神体 本殿から境内社(熊野社)に移す。 |
| 平成 10 年(1998) | 9 月 22 日 台風 7 号により保存樹(アベマキ)など多数が倒木する。(初代神木(オオバヤナギ)も被害) |
| 平成 12 年(2000) | 3 月 13 日 「斎宮社」の小祠が境内社に移される。 |
| 平成 12 年(2000) | 3 月 19 日 「熊野社」の小祠が境内社に移される。 |
| 平成 12 年(2000) | 9 月 15 日 「子ども神楽」のカセットテープ収録する。 |
| 平成 22 年(2010) | 11 月 3 日 道風公園の「小野社」のご神体が白山神社に遷座される |
| 平成 22 年(2010) | 10 月 区画整理での神社境界が確定して地鎮祭が行われる。 |
| 平成 23 年(2011) | 5 月 境内が整備され、完成奉告祭が行われる。 |
| 平成 24 年(2012) | 初代神木(オオバヤナギ)枯れる。 |
| 平成 29 年(2017) | 今年度で氏子の島組織が終了する。「ちょうちん灯」今年度が最後、来年度廃止 |
| 平成 30 年(2018) | 4 月 1 日 丁目組織の新氏子会会則施行、「子ども獅子祭り実行委員会」の設立 馬道具・獅子の管理を島から神社へ移す。 |

※ 供進神社とは、郷社・村社を対象に勅令に基づいて、県知事から祈年祭、新嘗祭、例祭に神饌幣帛料を供進された神社

松河戸文化科学探求隊
隊長 長谷川 浩
080-3657-7052
松河戸町の沿革ホームページ
<http://matsukawado.com/>